

香川県海区 区画漁業種に関する情報一覧

免許番号	漁業種	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第1号	引田漁業協同組合	東かがわ市松島西地	<p>漁場の区域 ロ、ハ、ニ、ニへ、ハDの4直線に囲まれた区域 口 北緯34度15分20秒、東経134度2分33秒の点 ハ 北緯34度14分26秒、東経134度26分31秒の点 ニ 北緯34度15分4秒、東経134度25分48秒の点 ヘ 北緯34度15分9秒、東経134度25分31秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	東かがわ市坂元・高宿・南野・引田・黒羽・吉田・小瀬・川股	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、道具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第2号	引田漁業協同組合	東かがわ市安戸池光	<p>漁場の区域 リチ、チト、トニ、ニの4直線に囲まれた区域 ニ 北緯34度15分37秒、東経134度23分37秒の点 ト 北緯34度14分45秒、東経134度24分45秒の点 チ 北緯34度15分42秒、東経134度25分20秒の点 リ 北緯34度16分39秒、東経134度24分4秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	東かがわ市坂元・高宿・南野・引田・黒羽・吉田・小瀬・川股	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、道具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第3号	東讃漁業協同組合	東かがわ市明神浜沖	<p>漁場の区域 ハニ、ニホ、ホへ、へト、トチ、チハの6直線に囲まれた区域 ハ 北緯34度15分38秒、東経134度23分30秒の点 ト 北緯34度15分48秒、東経134度23分14秒の点 ニ 北緯34度16分11秒、東経134度23分3秒の点 チ 北緯34度16分31秒、東経134度23分19秒の点 ホ 北緯34度16分17秒、東経134度23分46秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	東かがわ市松原	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、道具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第4号	東讃漁業協同組合	東かがわ市松原地光	<p>漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニの4直線に囲まれた区域 イ 北緯34度15分42秒、東経134度22分17秒の点 ロ 北緯34度15分26秒、東経134度22分18秒の点 ハ 北緯34度16分22秒、東経134度21分47秒の点 ニ 北緯34度15分39秒、東経134度21分52秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から11月30日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	東かがわ市松原	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、道具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第5号	東讃漁業協同組合	東かがわ市浦沖	<p>漁場の区域 へロ、ロハ、ハホへの4直線に囲まれた区域 口 北緯34度15分49秒、東経134度21分42秒の点 ハ 北緯34度16分41秒、東経134度21分11秒の点 へ 北緯34度16分49秒、東経134度21分27秒の点 北緯34度16分13秒、東経134度21分56秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	東かがわ市淡・三本松・横内・西村・小瀬・馬橋	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、道具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第6号	東讃漁業協同組合	東かがわ市須賀地光	<p>漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニの4直線に囲まれた区域 イ 北緯34度16分14秒、東経134度21分11秒の点 ロ 北緯34度15分49秒、東経134度21分42秒の点 ハ 北緯34度15分41秒、東経134度21分38秒の点 ニ 北緯34度15分54秒、東経134度21分7秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から11月30日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	東かがわ市淡・三本松・横内・西村・小瀬・馬橋	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、道具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

香川県海区 区画漁業種に関する情報一覧

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第7号	東讃漁業協同組合	東かがわ市三本松、横内、小磯沖	<p>漁場の区域 ヘ、ロ、ハ、ハハ、ホへの4直線に囲まれた区域</p> <p>ロ 北緯34度16分31秒、東経134度20分31秒の点</p> <p>ハ 北緯34度17分30秒、東経134度18分52秒の点</p> <p>ホ 北緯34度17分59秒、東経134度18分39秒の点</p> <p>ヘ 北緯34度16分58秒、東経134度20分48秒の点</p>	第一種区画漁業	瀬類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	東かがわ市浜・三本松・横内・西村・小磯・馬籠	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、道具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第8号	東讃漁業協同組合	東かがわ市三本松、横内、小磯地先	<p>漁場の区域 ハ、ニ、ニヘ、ホ、ホハの4直線に囲まれた区域</p> <p>ハ 北緯34度16分31秒、東経134度20分31秒の点</p> <p>ニ 北緯34度16分22秒、東経134度20分27秒の点</p> <p>ホ 北緯34度17分59秒、東経134度18分39秒の点</p> <p>ヘ 北緯34度17分59秒、東経134度18分18秒の点</p>	第一種区画漁業	瀬類養殖業	10月1日から11月30日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	東かがわ市浜・三本松・横内・西村・小磯・馬籠	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、道具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第9号	東讃漁業協同組合	東かがわ市馬島沖	<p>漁場の区域 ロ、ハ、ニ、ホ、ホロの4直線に囲まれた区域</p> <p>ロ 北緯34度17分59秒、東経134度17分52秒の点</p> <p>ハ 北緯34度18分17秒、東経134度18分22秒の点</p> <p>ニ 北緯34度16分59秒、東経134度18分39秒の点</p> <p>ホ 北緯34度17分59秒、東経134度18分11秒の点</p>	第一種区画漁業	瀬類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	東かがわ市浜・三本松・横内・西村・小磯・馬籠	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、道具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第10号	東讃漁業協同組合	東かがわ市馬島地先	<p>漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニの4直線に囲まれた区域</p> <p>イ 北緯34度16分54秒、東経134度17分46秒の点</p> <p>ロ 北緯34度17分59秒、東経134度17分52秒の点</p> <p>ハ 北緯34度17分49秒、東経134度18分11秒の点</p> <p>ニ 北緯34度16分52秒、東経134度18分39秒の点</p>	第一種区画漁業	瀬類養殖業	10月1日から11月30日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	東かがわ市浜・三本松・横内・西村・小磯・馬籠	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、道具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第11号	津田町漁業協同組合	さぬき市津田町鶴羽地先	<p>漁場の区域 ロ、ニ、ニホ、ホヘ、ヘチ、ヌロの6直線に囲まれた区域</p> <p>ロ 北緯34度16分49秒、東経134度18分12秒の点</p> <p>ニ 北緯34度16分19秒、東経134度18分29秒の点</p> <p>ホ 北緯34度18分26秒、東経134度18分10秒の点</p> <p>ヘ 北緯34度17分52秒、東経134度17分29秒の点</p> <p>チ 北緯34度16分32秒、東経134度17分29秒の点</p> <p>ヌ 北緯34度18分41秒、東経134度17分26秒の点</p>	第一種区画漁業	瀬類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	さぬき市津田町鶴羽	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、道具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第12号	津田町漁業協同組合	さぬき市津田町鶴羽元地先	<p>漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニの4直線に囲まれた区域</p> <p>イ 北緯34度17分24秒、東経134度17分11秒の点</p> <p>ロ 北緯34度17分29秒、東経134度17分39秒の点</p> <p>ハ 北緯34度17分52秒、東経134度17分50秒の点</p> <p>ニ 北緯34度17分19秒、東経134度17分22秒の点</p>	第一種区画漁業	瀬類養殖業	10月1日から12月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	さぬき市津田町鶴羽	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、道具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

香川県海区 区画漁業種に関する情報一覧

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第13号	津田町漁業協同組合	さぬき市津田町鹿島地先	<p>漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホヘ、ヘト、チリ、リロの8直線に囲まれた区域</p> <p> 基点A 津田港北防波堤突端から基部へ207メートルのところ(旧突端) (北緯34度17分52.952秒、東経134度15分32.11秒の点) B 南鹿山高頂 C 津田川右岸崖岸北端 D 丸山鼻高頂 E 丸山鼻東端 F 丸山鼻西端 G 狭子島南西端 H 笠海草岩 I 丸島東端 J 虎ヶ鼻東端 K 高ヶ鼻北端 L 鹿島岬高島の高 M 鹿島東端 N 鹿島南東端 O 東かがわ市丸亀島北東端 P 東かがわ市丸亀島南西端 点 イ Hから見渡し延長線とJからO見渡し線との交差点 ロ Oから東方位63度の線とIからP見渡し線との交差点 ハ Hから見渡し延長線とBからD見渡し延長線との交差点 ニ 二からK見渡し延長線とFからN見渡し延長線との交差点 ホ ホから東方位63度の線とGからE見渡し延長線との交差点 ヘ ヘから東見渡し線とGからE見渡し延長線との交差点 チ チから東見渡し線とIからO見渡し線との交差点 リ リから東見渡し線とロからM見渡し線との交差点 </p>	第一種区画漁業	漁類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	さぬき市津田町津田	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第14号	さぬき市漁業協同組合	さぬき市小田沖	<p>漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホヘ、ヘト、チイの8直線に囲まれた区域</p> <p> 基点A 馬ヶ鼻 B トビケス中央 C 小田漁港北防波堤基部 D 西浜磯岸西端 E センクの浜西端 F 赤木漁北端 G 笠嶺漁港西防波堤突端 H 小島の高 I 小島の岬中央 J 大寺崎長ノノイ北端 K 小豆島町太田山高頂 L 小豆島町長巻高頂 M 小豆島町塩谷島 N 小豆島町大塚町島西端 点 イ Aから見渡し線とCからN見渡し線との交差点 ロ Bから見渡し線とDからM見渡し線との交差点 ハ Bから見渡し線とEからK見渡し線との交差点 ニ 二からH見渡し線とEからK見渡し線との交差点 ホ ホからH見渡し線とFからL見渡し線との交差点 ヘ ヘから見渡し線とFからL見渡し線との交差点 チ チから見渡し線とIからK見渡し線との交差点 リ リからJ見渡し線とGからM見渡し線との交差点 </p>	第一種区画漁業	漁類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	さぬき市小田	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第15号	代表 さぬき市漁業協同組合 牟礼漁業協同組合 庵治漁業協同組合	さぬき市志度沖	<p>漁場の区域 イロ、ロホ、ホヘ、ヘニの5直線によって囲まれた区域</p> <p> 基点A 志度港一文字防波堤東端から基部へ100メートルのところ (北緯34度19分31.989秒、東経134度10分34.323秒の点) B 高松市牟礼町丸島西端 C さぬき市、高松市牟礼町境界 D 牟礼港北端東堤岸基部 E 六子中央三基路 F 小牟礼北端 G 高松市牟礼町牟礼山防波堤北東角 H 志度港南防波堤基部 点 イ AからB見渡し線とDからE見渡し線との交差点 ロ AからB見渡し線とFからG見渡し線との交差点 ハ HからB見渡し線とCからF見渡し線との交差点 ニ 二からB見渡し線とDからE見渡し線との交差点 ホ ホからB見渡し線とGからF見渡し線との交差点 ヘ ヘからB見渡し線とIからCへ150メートルのところ </p>	第一種区画漁業	漁類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	さぬき市志度、高松市牟礼町・庵治町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第16号	鴨庄漁業協同組合	さぬき市鴨庄長浜沖地先	<p>漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホヘ、ヘト、トイの7直線に囲まれた区域</p> <p> 基点A 大寺崎 B トビケイ C 二本木鼻 D 新瀬漁港防波堤突端 E 次川西部流域下水道終末処理場埋立地北西角から護岸沿い東へ33メートルのところ (北緯34度20分46.997秒、東経134度11分51.974秒の点) F 小牟礼北端 G 牟礼港灯台 H 高松市牟礼町太田山頂北の谷 I 高松市牟礼町太田鼻から海岸沿い北へ200メートルのところ (北緯34度22分37.622秒、東経134度9分40.123秒の点) J 高松市庵治町竹原島 K 志度町高松山高頂(153メートル) L 土庄町大赤鼻 M 小豆島町沖ノ鼻 N 東ぞり山南端 点 イ NからJ見渡し線とDからL見渡し線との交差点 ロ BからG見渡し線とDからL見渡し線との交差点 ハ BからG見渡し線とEからK見渡し線との交差点 ニ 二からF見渡し線とEからK見渡し線との交差点 ホ ホからK見渡し線とFから150メートルのところ ヘ ヘからK見渡し線とIからM見渡し線との交差点 ト トイから見渡し線とヘからM見渡し線との交差点 </p>	第一種区画漁業	漁類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	さぬき市鴨庄	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第17号	鴨庄漁業協同組合	さぬき市鴨庄長浜地先	<p>漁場の区域 ホロ、ロハ、ハD、トE、FG、Hハ、ハヘ、ヘホの8直線とD、EF、Gの4箇最大高潮時海岸線に囲まれた区域</p> <p> 基点A 鴨庄港防波堤基部 (北緯34度20分49.47秒、東経134度11分28.322秒の点) B 北緯34度21分12秒、東経134度12分16秒の点 C 北緯34度21分09秒、東経134度11分50秒の点 D 北緯34度21分04秒、東経134度12分12秒の点 E 北緯34度21分11秒、東経134度11分46秒の点 F 北緯34度20分39秒、東経134度11分44秒の点 </p>	第一種区画漁業	漁類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	さぬき市鴨庄	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

香川県海区 区画漁業種に関する情報一覧

免許番号	漁業者種	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第18号	転庄漁業協同組合	さぬき市鴨庄浜先地	<p>漁場の区域 ホロ、ロハ、トハ、トヘ、ヘ、リ、J、KL、E、ハ、ハチ、テホの10区画に囲まれた区域</p> <p>リ、J、KL間最大高潮時海岸線に囲まれた区域 E 北緯34度20分50.47秒、東経134度11分28.322秒の点 J 北緯34度20分40.498秒、東経134度11分10.893秒の点 K 北緯34度20分37.084秒、東経134度11分48.533秒の点 L 北緯34度20分42.069秒、東経134度11分33.65秒の点 ト 北緯34度20分43.429秒、東経134度11分32.79秒の点 ロ 北緯34度21分12秒、東経134度12分16秒の点 ハ 北緯34度21分09秒、東経134度11分50秒の点 ト 北緯34度21分04秒、東経134度12分12秒の点 ヘ 北緯34度21分04秒、東経134度12分18秒の点 ト 北緯34度20分53秒、東経134度11分54秒の点 リ 北緯34度21分11秒、東経134度11分48秒の点 ロ 北緯34度20分38.764秒、東経134度11分54.037秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年7月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	さぬき市鴨庄	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、道具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第19号	転庄漁業協同組合	さぬき市鴨庄北方地先	<p>漁場の区域 二ホ、ホイ、イロ、ロハ、ハニの5区画に囲まれた区域</p> <p>イ 北緯34度20分51秒、東経134度11分30秒の点 ロ 北緯34度20分56秒、東経134度11分29秒の点 ハ 北緯34度21分14秒、東経134度11分12秒の点 ニ 北緯34度21分21秒、東経134度11分41秒の点 ホ 北緯34度21分09秒、東経134度11分50秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	さぬき市鴨庄	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、道具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第20号	転庄漁業協同組合	さぬき市鴨庄ヶ浦北地先	<p>漁場の区域 ハニ、ニホ、ホロ、ロハの4区画に囲まれた区域</p> <p>ロ 北緯34度21分08秒、東経134度10分52秒の点 ハ 北緯34度21分04秒、東経134度10分42秒の点 ニ 北緯34度21分02秒、東経134度10分42秒の点 ホ 北緯34度21分10秒、東経134度10分51秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	11月15日から翌年4月30日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	さぬき市鴨庄	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、道具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第21号	転庄漁業協同組合	さぬき市鴨庄穴子地先	<p>漁場の区域 イロハ、ハホ、ホヘ、ヘイの5区画に囲まれた区域</p> <p>イ 北緯34度20分52秒、東経134度10分59秒の点 ロ 北緯34度20分45秒、東経134度11分08秒の点 ハ 北緯34度20分45秒、東経134度11分13秒の点 ニ 北緯34度20分37秒、東経134度11分13秒の点 ハ 北緯34度20分37秒、東経134度11分1秒の点</p> <p>点 イ AからF見通し線上Aから50メートルのところ ロ BからE見通し線上Bから50メートルのところ ハ CからE見通し延長線とDからF見通し線との交差点 ニ CからG見通し線上Cから50メートルのところ ホ DからF見通し線上Dから20メートルのところ ハ AからF見通し線とDからG見通し線との交差点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	11月15日から翌年4月30日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	さぬき市鴨庄	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、道具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第22号	単庄漁業協同組合	高松市牟礼町地先	<p>漁場の区域 A、イ、Bの2直線とAB間沖出し10メートルの只曲線に囲まれた区域</p> <p>イ 北緯34度20分19秒、東経134度10分09秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から12月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	高松市牟礼町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、道具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第23号	単庄漁業協同組合	高松市牟礼町7号地先	<p>漁場の区域 イロハ、ハニ、ニイの4区画に囲まれた区域</p> <p>イ 北緯34度20分52秒、東経134度10分59秒の点 ロ 北緯34度21分15秒、東経134度10分40秒の点 ハ 北緯34度21分15秒、東経134度9分44秒の点 ニ 北緯34度20分52秒、東経134度9分40秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	高松市牟礼町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、道具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
代表 区第24号	単庄漁業協同組合 さぬき市漁業協同組合 牟礼漁業協同組合	高松市庵治町高尻地先	<p>漁場の区域 ロハ、ハニ、ニヘ、トの5区画に囲まれた区域</p> <p>ロ 北緯34度22分32秒、東経134度10分37秒の点 ハ 北緯34度22分35秒、東経134度10分14秒の点 ニ 北緯34度22分39秒、東経134度10分58秒の点 ハ 北緯34度21分58秒、東経134度9分54秒の点 ト 北緯34度21分27秒、東経134度10分36秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	さぬき市志度、高松市牟礼町・庵治町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 エ 他 免許を受けた漁業と協働の上操業しなければならない。
区第25号	庵治漁業協同組合	高松市庵治町高島東端地先	<p>漁場の区域 イロハ、ハニ、ニイの4区画に囲まれた区域</p> <p>イ 北緯34度23分58秒、東経134度10分40秒の点 ロ 北緯34度23分58秒、東経134度10分38秒の点 ハ 北緯34度23分50秒、東経134度10分54秒の点 ニ 北緯34度23分24秒、東経134度10分58秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	高松市庵治町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、道具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

香川県海区 区画漁業種に関する情報一覧

免許番号	漁業種	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第26号	庵治漁業協同組合	高松市庵治町高島西端先	漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニの4直線に囲まれた区域 イ 北緯34度23分53秒、東経134度10分15秒の点 ロ 北緯34度23分54秒、東経134度10分12秒の点 ハ 北緯34度23分54秒、東経134度10分29秒の点 ニ 北緯34度23分54秒、東経134度10分39秒の点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	高松市庵治町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁船終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第27号	庵治漁業協同組合	高松市庵治町若尾地先	漁場の区域 C、イ、ロ、ハ、ハの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 A 北緯34度23分33.512秒、東経134度9分2.266秒の点 B 北緯34度23分17.07秒、東経134度9分15.536秒の点 イ 北緯34度23分49秒、東経134度8分30秒の点 ロ 北緯34度23分42秒、東経134度8分54秒の点 ハ 北緯34度23分35秒、東経134度8分4秒の点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	高松市庵治町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁船終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第28号	庵治漁業協同組合	高松市庵治町竹鹿地先	漁場の区域 A、イ、ロ、ハ、ハの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 A 北緯34度23分52.029秒、東経134度8分34.901秒の点 B 北緯34度23分19.91秒、東経134度8分37.937秒の点 イ 北緯34度23分54秒、東経134度8分36秒の点 ロ 北緯34度23分58秒、東経134度8分24秒の点 ハ 北緯34度23分54秒、東経134度8分19秒の点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	高松市庵治町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁船終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第29号	庵治漁業協同組合	高松市庵治町の浜地先	漁場の区域 A、イ、ロ、ロBの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 A 北緯34度23分55.552秒、東経134度7分15.118秒の点 イ 北緯34度24分2秒、東経134度7分56秒の点 ロ 北緯34度23分59秒、東経134度7分15秒の点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	高松市庵治町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁船終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第30号	庵治漁業協同組合	高松市庵治町稲毛島地先	漁場の区域 ロ、ハ、ハ、ニ、ホの4直線に囲まれた区域 ロ 北緯34度24分50秒、東経134度8分19秒の点 ハ 北緯34度24分50秒、東経134度8分53秒の点 ニ 北緯34度24分54秒、東経134度8分30秒の点 ホ 北緯34度24分34秒、東経134度8分16秒の点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	高松市庵治町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁船終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第31号	庵治漁業協同組合	高松市庵治町大島東端先	漁場の区域 イ、ロ、ハ、ハ、ニの4直線に囲まれた区域 イ 北緯34度24分52秒、東経134度7分19秒の点 ロ 北緯34度24分59秒、東経134度6分42秒の点 ハ 北緯34度24分49秒、東経134度6分39秒の点 ニ 北緯34度24分49秒、東経134度7分49秒の点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	高松市庵治町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁船終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第32号	庵治漁業協同組合	高松市庵治町ハジキ島沖	漁場の区域 ホへ、ハ、トす、ホの4直線に囲まれた区域 ホ 北緯34度22分58秒、東経134度6分39秒の点 へ 北緯34度23分2秒、東経134度6分29秒の点 ト 北緯34度22分53秒、東経134度7分39秒の点 チ 北緯34度22分49秒、東経134度7分19秒の点	第一種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年4月30日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	高松市庵治町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁船終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第33号	庵治漁業協同組合	高松市庵治町ハジキ島地先	漁場の区域 イ、ロ、ハ、ハ、ニの4直線に囲まれた区域 イ 北緯34度22分46秒、東経134度7分19秒の点 ロ 北緯34度22分39秒、東経134度6分51秒の点 ハ 北緯34度22分44秒、東経134度6分48秒の点 ニ 北緯34度22分49秒、東経134度6分48秒の点	第一種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年4月30日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	高松市庵治町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁船終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第34号	代表 庵治漁業協同組合 屋島漁業協同組合	高松市屋島東町/内北部中地先	漁場の区域 ハ、ニ、へ、ホ、ホの4直線に囲まれた区域 ハ 北緯34度22分55秒、東経134度6分27秒の点 ニ 北緯34度22分49秒、東経134度6分29秒の点 ホ 北緯34度22分52秒、東経134度6分21秒の点 へ 北緯34度22分43秒、東経134度6分26秒の点	第一種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年5月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	高松市庵治町・屋島東町・屋島中町・屋島西町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁船終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

香川県海区 区画漁業種に関する情報一覧

免許番号	漁業種	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第35号	代表 徳治漁業協同組合 星島漁業協同組合	高松市星島町海ノ内北北地先	<p>漁場の区域 ハ、ニ、ヘ、ホ、ハの4直線に囲まれた区域 ハ 北緯34度22分55秒、東経134度6分27秒の点 ニ 北緯34度22分59秒、東経134度6分23秒の点 ホ 北緯34度22分52秒、東経134度6分21秒の点 ヘ 北緯34度22分58秒、東経134度6分10秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年8月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	高松市庵治町・星島町・星島中町・星島西町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁船終了後、直ちに散放物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第36号	土庄中央漁業協同組合	小豆郡土庄町大余島東地先	<p>漁場の区域 F、イ、ロ、エの5直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 イ 北緯34度28分37秒、東経134度11分54秒の点 ロ 北緯34度28分33秒、東経134度11分45秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	小豆郡土庄町土庄	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁船終了後、直ちに散放物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第37号	土庄中央漁業協同組合	小豆郡土庄町大余島南地先	<p>漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、エの4直線に囲まれた区域 イ 北緯34度27分50秒、東経134度11分1秒の点 ロ 北緯34度27分52秒、東経134度11分50秒の点 ハ 北緯34度26分58秒、東経134度11分43秒の点 ニ 北緯34度27分8秒、東経134度10分54秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	小豆郡土庄町土庄	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁船終了後、直ちに散放物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第38号	土庄中央漁業協同組合	小豆郡土庄町小郡北地先	<p>漁場の区域 ロ、ハ、ニ、ホ、ロの4直線に囲まれた区域 イ 北緯34度33分47秒、東経134度19分47秒の点 ロ 北緯34度33分49秒、東経134度19分41秒の点 ニ 北緯34度33分53秒、東経134度19分20秒の点 ホ 北緯34度33分21秒、東経134度19分48秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	小豆郡土庄町大部	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁船終了後、直ちに散放物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第39号	土庄中央漁業協同組合	小豆郡土庄町小郡小島西地先	<p>漁場の区域 ハ、ニ、ホ、ヘ、ハの4直線に囲まれた区域 ハ 北緯34度33分39秒、東経134度17分44秒の点 ニ 北緯34度32分58秒、東経134度17分28秒の点 ホ 北緯34度33分9秒、東経134度17分39秒の点 ヘ 北緯34度33分10秒、東経134度17分41秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から12月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	小豆郡土庄町大部	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁船終了後、直ちに散放物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第40号	土庄中央漁業協同組合	小豆郡土庄町豊島家浦津地先	<p>漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、エの4直線に囲まれた区域 イ 北緯34度29分49秒、東経134度3分31秒の点 ロ 北緯34度29分44秒、東経134度3分49秒の点 ハ 北緯34度29分45秒、東経134度3分49秒の点 ニ 北緯34度29分58秒、東経134度3分52秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から12月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	小豆郡土庄町豊島家浦	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁船終了後、直ちに散放物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第41号	土庄中央漁業協同組合	小豆郡土庄町豊島家浦地先（西子瀬）	<p>漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、エの4直線に囲まれた区域 イ 北緯34度30分52秒、東経134度4分20秒の点 ロ 北緯34度30分49秒、東経134度3分31秒の点 ハ 北緯34度31分9秒、東経134度3分39秒の点 ニ 北緯34度31分7秒、東経134度4分15秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	小豆郡土庄町豊島家浦	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁船終了後、直ちに散放物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第42号	西海漁業協同組合	小豆郡土庄町小江長浜地先	<p>漁場の区域 イ、ハ、ニ、ホ、ホの4直線に囲まれた区域 イ 北緯34度31分40秒、東経134度10分37秒の点 ハ 北緯34度32分17秒、東経134度11分37秒の点 ニ 北緯34度31分29秒、東経134度11分48秒の点 ホ 北緯34度31分4秒、東経134度10分41秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	小豆郡土庄町小江・長浜・滝宮	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁船終了後、直ちに散放物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

香川県海区 区画漁業に関する情報一覧

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第43号	西海漁業協同組合	小豆郡土庄町小豆島地先	漁場の区域 ハ二、ニホ、ホへ、へハの4直線に囲まれた区域 ハ 北緯34度29分43秒、東経134度8分20秒の点 ニ 北緯34度29分4秒、東経134度7分56秒の点 ホ 北緯34度29分4秒、東経134度6分42秒の点 へ 北緯34度29分39秒、東経134度7分20秒の点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	小豆郡土庄町伊香赤木・小江・長浜	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第44号	北海漁業協同組合	小豆郡土庄町北浦小島地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域 イ 北緯34度32分45秒、東経134度13分18秒の点 ロ 北緯34度32分4秒、東経134度14分33秒の点 ハ 北緯34度32分39秒、東経134度15分18秒の点 ニ 北緯34度32分3秒、東経134度13分36秒の点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	小豆郡土庄町馬越・屋形崎・見目・小海	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第45号	北海漁業協同組合	小豆郡土庄町北浦元目地先	漁場の区域 ロへ、へト、トホ、ホロの4直線に囲まれた区域 ロ 北緯34度32分19秒、東経134度11分47秒の点 ト 北緯34度32分7秒、東経134度11分48秒の点 ハ 北緯34度32分3秒、東経134度12分19秒の点 ニ 北緯34度32分0秒、東経134度13分20秒の点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	小豆郡土庄町馬越・屋形崎・見目・小海	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第46号	唐種漁業協同組合	小豆郡土庄町豊島唐種小宮崎地先	漁場の区域 イロ、ロニ、ニへ、へイの4直線に囲まれた区域 イ 北緯34度32分14秒、東経134度6分43秒の点 ロ 北緯34度30分13秒、東経134度6分30秒の点 ニ 北緯34度29分14秒、東経134度6分29秒の点 へ 北緯34度29分4秒、東経134度5分41秒の点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	小豆郡土庄町豊島唐種	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第47号	唐種漁業協同組合	小豆郡土庄町豊島唐種小宮崎(信子瀬)	漁場の区域 ロハ、ハニ、ニへ、へロの4直線に囲まれた区域 ロ 北緯34度30分53秒、東経134度4分28秒の点 ハ 北緯34度31分8秒、東経134度4分28秒の点 ニ 北緯34度31分8秒、東経134度4分23秒の点 へ 北緯34度31分8秒、東経134度4分23秒の点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	小豆郡土庄町豊島唐種	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第48号	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町橋地先	漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホロの4直線に囲まれた区域 ロ 北緯34度28分9秒、東経134度22分44秒の点 ハ 北緯34度27分59秒、東経134度22分55秒の点 ニ 北緯34度28分36秒、東経134度21分20秒の点 ホ 北緯34度28分54秒、東経134度21分34秒の点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	小豆郡小豆島町橋	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第49号	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町坂平大池地先	漁場の区域 ニ、ニニ、ハロ、ロハの4直線に囲まれた区域 イ 北緯34度26分35秒、東経134度21分21秒の点 ロ 北緯34度27分3秒、東経134度21分59秒の点 ハ 北緯34度27分59秒、東経134度21分14秒の点 ニ 北緯34度27分9秒、東経134度20分50秒の点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	小豆郡小豆島町坂手	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

香川県海区 区画漁業種に関する情報一覧

免許番号	漁業種	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第50号	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町坂手島南東地先	漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホロの4直線に囲まれた区域 ロ 北緯34度26分4秒、東経134度19分53秒の点 ハ 北緯34度26分4秒、東経134度19分53秒の点 ニ 北緯34度26分34秒、東経134度19分10秒の点 ホ 北緯34度26分46秒、東経134度19分33秒の点	第一種区画漁業	漁類養殖業	10月1日から12月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	小豆郡小豆島町坂手	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁網終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第51号	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町坂手瀬戸地先	漁場の区域 Cイ、イロ、ロDの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 イ 北緯34度26分29秒、東経134度19分36秒の点 ロ 北緯34度26分48秒、東経134度19分39秒の点	第一種区画漁業	漁類養殖業	12月1日から翌年6月30日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	小豆郡小豆島町坂手	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁網終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第52号	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町田浦東地先	漁場の区域 イニ、ニハ、ハロ、ロイの4直線に囲まれた区域 イ 北緯34度26分23秒、東経134度17分38秒の点 ロ 北緯34度26分43秒、東経134度18分23秒の点 ハ 北緯34度27分1秒、東経134度18分19秒の点 ニ 北緯34度26分58秒、東経134度17分23秒の点	第一種区画漁業	漁類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	小豆郡小豆島町坂手・苗羽・堀越・田浦・西村	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁網終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第53号	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町福部島北東地先	漁場の区域 イニ、ニハ、ハロ、ロイの4直線に囲まれた区域 イ 北緯34度25分40秒、東経134度18分20秒の点 ロ 北緯34度25分29秒、東経134度17分39秒の点 ハ 北緯34度25分37秒、東経134度17分28秒の点 ニ 北緯34度25分44秒、東経134度18分19秒の点	第一種区画漁業	漁類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	小豆郡小豆島町坂手	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁網終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第54号	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町田浦地先	漁場の区域 直線ABと最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 大角鼻 # B 堤巻東端	第一種区画漁業	漁類養殖業	12月1日から翌年6月30日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	小豆郡小豆島町苗羽・田浦・西村	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁網終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第55号	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町田浦南地先	漁場の区域 イロ、ロホ、ホニ、ニイの4直線に囲まれた区域 イ 北緯34度26分30秒、東経134度18分19秒の点 ロ 北緯34度26分39秒、東経134度18分24秒の点 ニ 北緯34度26分1秒、東経134度16分12秒の点 ホ 北緯34度25分59秒、東経134度16分52秒の点	第一種区画漁業	漁類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	小豆郡小豆島町苗羽・堀越・田浦・西村	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁網終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第56号	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町田浦西地先	漁場の区域 ハニ、ニホ、ホへ、へハの4直線に囲まれた区域 ハ 北緯34度26分59秒、東経134度16分30秒の点 ニ 北緯34度26分29秒、東経134度16分24秒の点 ホ 北緯34度26分43秒、東経134度16分19秒の点 へ 北緯34度27分0秒、東経134度16分25秒の点	第一種区画漁業	漁類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	小豆郡小豆島町苗羽・堀越・田浦・西村	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁網終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第57号	池田漁業協同組合	小豆郡小豆島町神浦地先	漁場の区域 Aイ、イロ、ロCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 A 北緯34度25分39.577秒、東経134度13分47.02秒の点 イ 北緯34度25分44秒、東経134度13分46秒の点 ロ 北緯34度25分49秒、東経134度13分27秒の点	第一種区画漁業	漁類養殖業	12月1日から翌年6月30日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	小豆郡小豆島町神浦	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁網終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第58号	池田漁業協同組合	小豆郡小豆島町室生地先	漁場の区域 Aイ、イロ、ロCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 A 北緯34度25分38秒、東経134度13分48秒の点 イ 北緯34度26分7秒、東経134度14分19秒の点 ロ 北緯34度26分4秒、東経134度13分48秒の点	第一種区画漁業	漁類養殖業	12月1日から翌年6月30日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	小豆郡小豆島町室生	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁網終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第59号	池田漁業協同組合	小豆郡小豆島町室生地先	漁場の区域 Aイ、イロ、ロCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 A 北緯34度26分37.439秒、東経134度13分16.63秒の点 C 北緯34度26分37.411秒、東経134度13分24.69秒の点 イ 北緯34度26分32秒、東経134度13分22秒の点 ロ 北緯34度26分25秒、東経134度13分8秒の点	第一種区画漁業	漁類養殖業	12月1日から翌年6月30日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	小豆郡小豆島町室生	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁網終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

香川県海区 区画漁業種に関する情報一覧

免許番号	漁業者種	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第60号	池田漁業協同組合	小豆郡小豆島町湊生先	漁場の区域 ロ、ロハ、ハニ、ニの4直線に囲まれた区域 ロ 北緯34度26分18秒、東経134度12分21秒の点 ロ 北緯34度28分11秒、東経134度12分44秒の点 ハ 北緯34度26分9秒、東経134度12分42秒の点 ニ 北緯34度26分4秒、東経134度12分18秒の点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	小豆郡小豆島町湊生	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、道具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第61号	池田漁業協同組合	小豆郡小豆島町湊崎先	漁場の区域 ハロ、ロヘ、ヘニ、ニホ、ホハの5直線に囲まれた区域 ロ 北緯34度27分52秒、東経134度11分59秒の点 ハ 北緯34度26分58秒、東経134度11分50秒の点 ニ 北緯34度27分13秒、東経134度12分35秒の点 ホ 北緯34度26分44秒、東経134度12分28秒の点 ヘ 北緯34度27分50秒、東経134度12分42秒の点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	小豆郡小豆島町池田・湊生・室生・二面・吉野・瀨野・神浦	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、道具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第62号	代表 屋島漁業協同組合 庵治漁業協同組合	高松市屋島東町南部地先	漁場の区域 ロロ、ロハ、ハBの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 ロ 北緯34度21分45.936秒、東経134度56分40.039秒の点 ロ 北緯34度22分9秒、東経134度57分2秒の点 ハ 北緯34度21分49秒、東経134度57分19秒の点	第一種区画漁業	藻類養殖業	3月1日から6月30日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	高松市庵治町・屋島東町・屋島中町・屋島西町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、道具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第63号	代表 屋島漁業協同組合 庵治漁業協同組合	高松市屋島東町長崎田屋島養魚地先	漁場の区域 ハホ、ホリ、リ、ヘハの4直線に囲まれた区域 ハ 北緯34度23分21秒、東経134度6分14秒の点 ホ 北緯34度23分13秒、東経134度6分18秒の点 ヘ 北緯34度23分15秒、東経134度6分9秒の点 リ 北緯34度23分9秒、東経134度6分4秒の点	第一種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年4月30日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	高松市庵治町・屋島東町・屋島中町・屋島西町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、道具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第64号	代表 屋島漁業協同組合 庵治漁業協同組合	高松市屋島長崎島東部地先	漁場の区域 Aニ、ニホ、ホハの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 ハ 北緯34度23分4秒、東経134度5分39秒の点 ニ 北緯34度23分3秒、東経134度5分48秒の点 ホ 北緯34度23分7秒、東経134度5分42秒の点	第一種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年4月30日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	高松市庵治町・屋島東町・屋島中町・屋島西町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、道具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第65号	屋島漁業協同組合	高松市屋島長崎島西部地先	漁場の区域 イハニ、ニホ、ホハの4直線に囲まれた区域 イ 北緯34度22分58秒、東経134度5分29秒の点 ハ 北緯34度22分17秒、東経134度5分14秒の点 ニ 北緯34度22分19秒、東経134度5分29秒の点 ホ 北緯34度23分9秒、東経134度5分21秒の点	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、道具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第66号	屋島漁業協同組合	高松市屋島西町湊生堤地先	漁場の区域 イロ、ロニ、ニハ、ハイの4直線に囲まれた区域 ロ 北緯34度21分59秒、東経134度5分29秒の点 ロ 北緯34度21分57秒、東経134度5分29秒の点 ハ 北緯34度22分10秒、東経134度5分29秒の点 ニ 北緯34度22分15秒、東経134度5分20秒の点	第一種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年8月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、道具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

香川県海区 区画漁業種に関する情報一覧

免許番号	漁業種	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第67号	屋島漁業協同組合	高松市屋島町湊生地先	<p>漁場の区域 ホロ、ロヘ、ヘト、チテ、テラ、ヌル、ルホの8直線に囲まれた区域</p> <p>ホ 北緯34度22分17秒、東経134度5分11秒の点 北 北緯34度22分12秒、東経134度5分12秒の点 ト 北緯34度22分29秒、東経134度5分11秒の点 チ 北緯34度21分55秒、東経134度5分58秒の点 テ 北緯34度22分14秒、東経134度5分59秒の点 ル 北緯34度22分29秒、東経134度5分29秒の点 ヌ 北緯34度21分57秒、東経134度4分56秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年6月30日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町	<p>ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。</p> <p>イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。</p> <p>ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。</p>
区第68号	屋島漁業協同組合	高松市屋島町旧屋島田池先	<p>漁場の区域 ハニ、ニホ、ヘホ、ホハの4直線に囲まれた区域</p> <p>ハ 北緯34度21分15秒、東経134度4分55秒の点 北 北緯34度21分19秒、東経134度4分53秒の点 ニ 北緯34度21分21秒、東経134度4分55秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	3月1日から6月30日まで	令和5年10月1日から令和6年6月30日まで	団体	高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町	<p>ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。</p> <p>イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。</p> <p>ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。</p>
区第69号	高松市瀬戸内漁業協同組合	高松市浜尻ノ町大規模海岸地先	<p>漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域</p> <p>イ 北緯34度21分27秒、東経134度2分25秒の点 ロ 北緯34度21分14秒、東経134度2分29秒の点 ハ 北緯34度21分21秒、東経134度2分29秒の点 ニ 北緯34度21分32秒、東経134度2分27秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	高松市サンポート・浜ノ町・瀬戸町・瀬戸内町・新北町・徳東町	<p>ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。</p> <p>イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。</p> <p>ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。</p>
区第70号	高松市瀬戸内漁業協同組合	高松市瀬戸内町高松港西地先	<p>漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ヘト、トイの7直線に囲まれた区域</p> <p>イ 北緯34度21分55秒、東経134度1分53秒の点 ロ 北緯34度21分13秒、東経134度1分57秒の点 ハ 北緯34度21分15秒、東経134度1分43秒の点 ニ 北緯34度21分15秒、東経134度1分43秒の点 ホ 北緯34度21分20秒、東経134度1分30秒の点 ヘ 北緯34度21分20秒、東経134度1分25秒の点 ト 北緯34度21分45秒、東経134度1分27秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	高松市サンポート・浜ノ町・瀬戸町・瀬戸内町・新北町・徳東町	<p>ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。</p> <p>イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。</p> <p>ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。</p>
区第71号	高松市瀬戸内漁業協同組合	高松市経路東町木場地先	<p>漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域</p> <p>イ 北緯34度21分52秒、東経134度0分43秒の点 ロ 北緯34度21分29秒、東経134度0分38秒の点 ハ 北緯34度21分28秒、東経134度0分43秒の点 ニ 北緯34度21分58秒、東経134度0分43秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	高松市サンポート・浜ノ町・瀬戸町・瀬戸内町・新北町・徳東町	<p>ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。</p> <p>イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。</p> <p>ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。</p>
区第72号	東瀬戸漁業協同組合	高松市女木町平谷地先	<p>漁場の区域 ハニ、ニホ、ホヘ、ヘハの4直線に囲まれた区域</p> <p>ハ 北緯34度23分56秒、東経134度3分28秒の点 ニ 北緯34度23分56秒、東経134度3分28秒の点 ホ 北緯34度24分1秒、東経134度3分32秒の点 ヘ 北緯34度24分1秒、東経134度3分32秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年6月30日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	高松市女木町	<p>ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。</p> <p>イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。</p> <p>ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。</p>
区第73号	東瀬戸漁業協同組合	高松市男木町東部地先	<p>漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域</p> <p>ハ 北緯34度25分13秒、東経134度4分11秒の点 ロ 北緯34度25分48秒、東経134度4分11秒の点 ニ 北緯34度25分18秒、東経134度3分59秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年6月30日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	高松市男木町	<p>ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。</p> <p>イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。</p> <p>ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。</p>

香川県海区 区画漁業種に関する情報一覧

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第74号	香西漁業協同組合	高松市香西本町立地先	<p>漁場の区域 イ、ヘ、ホ、ニの4直線に囲まれた区域</p> <p>イ 北緯34度21分38秒、東経134度0分38秒の点 ニ 北緯34度22分3秒、東経134度0分38秒の点 ホ 北緯34度21分34秒、東経134度0分12秒の点 ヘ 北緯34度21分31秒、東経134度0分30秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	高松市香西本町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第75号	香西漁業協同組合	高松市香西本町瀬川地先	<p>漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニの4直線に囲まれた区域</p> <p>イ 北緯34度22分3秒、東経134度0分18秒の点 ロ 北緯34度21分38秒、東経134度0分24秒の点 ハ 北緯34度21分53秒、東経134度59分34秒の点 ニ 北緯34度22分13秒、東経133度59分48秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	高松市香西本町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第76号	香西漁業協同組合	高松市神在川窪町地先	<p>漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホイの5直線に囲まれた区域</p> <p>イ 北緯34度22分18秒、東経133度59分41秒の点 ロ 北緯34度21分53秒、東経133度59分26秒の点 ハ 北緯34度22分13秒、東経133度58分54秒の点 ニ 北緯34度22分27秒、東経133度59分41秒の点 ホ 北緯34度22分34秒、東経133度58分44秒の点 点イ AからF見渡し線とCからH見渡し線との交差点 点ロ BからD見渡し線とCからH見渡し線との交差点 点ハ ロからE見渡し線とDからH見渡し線との交差点 点ニ EからG見渡し線とEからI見渡し線との交差点 点ホ AからF見渡し線とEからG見渡し線との交差点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	高松市香西本町・神在川窪町・生島町・亀水町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第77号	代表 下笠原漁業協同組合 高松市瀬戸内漁業協同組合	高松市生島町地先	<p>漁場の区域 ハニ、ニホ、ホヘ、ヘハの4直線に囲まれた区域</p> <p>ハ 北緯34度22分43秒、東経133度58分16秒の点 ニ 北緯34度22分58秒、東経133度58分41秒の点 ホ 北緯34度22分39秒、東経133度58分33秒の点 ヘ 北緯34度22分25秒、東経133度58分10秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	高松市サンポート・浜ノ町・瀬戸内町・新北町・榎東町・生島町・亀水町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第78号	下笠原漁業協同組合	高松市生島町地先	<p>漁場の区域 ハニ、ニホ、ホヘ、ヘハの4直線に囲まれた区域</p> <p>ハ 北緯34度22分25秒、東経133度58分10秒の点 ニ 北緯34度22分19秒、東経133度58分49秒の点 ホ 北緯34度22分11秒、東経133度58分12秒の点 ヘ 北緯34度22分20秒、東経133度58分23秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年4月30日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	高松市生島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第79号	下笠原漁業協同組合	高松市生島町生島塩田地先	<p>漁場の区域 アイ、イCの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域</p> <p>イ 北緯34度22分11秒、東経133度57分48秒の点 点イ BからC見渡し線上Bから60メートルのところ</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から11月30日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	高松市生島町・亀水町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第80号	下笠原漁業協同組合	高松市亀水町小坂地先	<p>漁場の区域 イロ、ロハ、ハイの3直線に囲まれた区域</p> <p>イ 北緯34度22分3秒、東経133度58分49秒の点 ロ 北緯34度22分37秒、東経133度57分43秒の点 ハ 北緯34度22分14秒、東経133度58分1秒の点 点イ BからE見渡し線とDからA見渡し線との交差点 点ロ BからE見渡し線とCから真方位347度11分22秒の線との交差点 点ハ DからA見渡し線とCからロ見渡し線との交差点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年4月30日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	高松市生島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

香川県海区 区画漁業種に関する情報一覧

免許番号	漁業者種	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第81号	下笠原漁業協同組合	高松市生島町・亀水町地先	<p>漁場の区域 イ、ロ、ト、チ、ヌ、リ、E、ハ、ニ、ヘ、ホ、ホイの11直線に囲まれた区域</p> <p>イ 北緯34度22分48秒、東経133度58分11秒の点 ロ 北緯34度22分48秒、東経133度58分49秒の点 ハ 北緯34度22分58秒、東経133度56分31秒の点 ニ 北緯34度23分48秒、東経133度56分34秒の点 ホ 北緯34度23分9秒、東経133度56分51秒の点 ヘ 北緯34度23分7秒、東経133度56分51秒の点 ト 北緯34度22分40秒、東経133度57分34秒の点 チ 北緯34度22分48秒、東経133度57分35秒の点 リ 北緯34度22分48秒、東経133度57分7秒の点 ヌ 北緯34度22分52秒、東経133度57分8秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	高松市生島町・亀水町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第82号	下笠原漁業協同組合	高松市亀水町小坂地先	<p>漁場の区域 A、イ、ロ、Dの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域</p> <p>A 北緯34度22分19.89秒、東経133度57分41.464秒の点 イ 北緯34度22分29秒、東経133度57分49秒の点 ロ 北緯34度22分34秒、東経133度57分47秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年6月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	高松市生島町・亀水町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第83号	下笠原漁業協同組合	高松市亀水町地先	<p>漁場の区域 ロ、ハ、ハニ、ニの4直線に囲まれた区域</p> <p>イ 北緯34度22分40秒、東経133度57分34秒の点 ロ 北緯34度22分48秒、東経133度57分7秒の点 ハ 北緯34度22分32秒、東経133度57分35秒の点 ニ 北緯34度22分48秒、東経133度57分35秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年8月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	高松市生島町・亀水町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第84号	下笠原漁業協同組合	高松市亀水港北地先	<p>漁場の区域 A、イ、ロ、Dの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域</p> <p>イ 北緯34度22分48秒、東経133度56分31秒の点 ロ 北緯34度22分47秒、東経133度56分32秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年4月30日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	高松市生島町・亀水町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第85号	下笠原漁業協同組合	高松市亀水町新島地先	<p>漁場の区域 ロ、ハ、ヌ、ル、ヘ、ホ、ホニ、ニの7直線に囲まれた区域</p> <p>ロ 北緯34度23分9秒、東経133度56分6秒の点 ハ 北緯34度23分8秒、東経133度56分6秒の点 ニ 北緯34度22分48秒、東経133度56分23秒の点 ホ 北緯34度22分19秒、東経133度56分18秒の点 ヘ 北緯34度22分41秒、東経133度56分23秒の点 ヌ 北緯34度22分52秒、東経133度56分24秒の点 ル 北緯34度22分44秒、東経133度56分25秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	高松市生島町・亀水町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第86号	直島漁業協同組合	香川郡直島町新島東地先	<p>漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、ニの4直線に囲まれた区域</p> <p>イ 北緯34度30分25秒、東経134度1分38秒の点 ロ 北緯34度30分29秒、東経134度2分11秒の点 ハ 北緯34度29分10秒、東経134度1分33秒の点 ニ 北緯34度29分8秒、東経134度1分24秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	香川郡直島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第87号	直島漁業協同組合	香川郡直島町内崎地先	<p>漁場の区域 イ、ロ、ト、ヘ、ニの5直線に囲まれた区域</p> <p>イ 北緯34度28分21秒、東経134度1分38秒の点 ロ 北緯34度28分39秒、東経134度1分38秒の点 ニ 北緯34度27分31秒、東経134度1分38秒の点 ヘ 北緯34度27分18秒、東経134度1分11秒の点 ト 北緯34度27分52秒、東経134度1分23秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	香川郡直島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第88号	直島漁業協同組合	香川郡直島町向島北地先	<p>漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニの4直線に囲まれた区域</p> <p>イ 北緯34度28分47秒、東経134度1分23秒の点 ロ 北緯34度28分8秒、東経134度1分56秒の点 ハ 北緯34度28分19秒、東経134度1分49秒の点 ニ 北緯34度28分33秒、東経134度1分44秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	香川郡直島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

香川県海区 区画漁業種に関する情報一覧

免許番号	漁業種	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第08号	漁業協同組合	香川県直島町南島西地先	<p>漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホハ、トロの6直線に囲まれた区域 □ 北緯34度29分14秒、東経134度0分14秒の点 ハ 北緯34度29分5秒、東経134度0分14秒の点 ニ 北緯34度29分19秒、東経133度59分51秒の点 ホ 北緯34度29分19秒、東経133度59分40秒の点 ト 北緯34度29分39秒、東経134度0分7秒の点 ロ 北緯34度29分32秒、東経134度0分14秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和05年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	香川県直島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第09号	漁業協同組合	香川県直島町上ノ島地先	<p>漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホイの5直線に囲まれた区域 □ 北緯34度29分58秒、東経133度59分50秒の点 ロ 北緯34度29分39秒、東経133度59分12秒の点 ハ 北緯34度30分14秒、東経133度59分51秒の点 ニ 北緯34度29分19秒、東経133度59分48秒の点 ホ 北緯34度30分16秒、東経133度59分11秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和05年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	香川県直島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第01号	漁業協同組合	香川県直島町阿反地・外ヶ浜・香浦地先	<p>漁場の区域 Bイ、ハニ、ニフ、FEの5直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、嶺島漁業協同組合 F 北緯34度26分39.834秒、東経133度49分55.629秒の点 イ 北緯34度26分40秒、東経133度49分54秒の点 ハ 北緯34度26分29秒、東経133度59分47秒の点 ニ 北緯34度26分53秒、東経134度0分14秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和05年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	香川県直島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第02号	漁業協同組合	香川県直島町荒神島南地先	<p>漁場の区域 ニハ、ハH、ホホ、ホニの4直線に囲まれた区域 ハ 北緯34度27分13秒、東経133度59分49秒の点 ニ 北緯34度27分16秒、東経133度57分16秒の点 ホ 北緯34度26分40秒、東経133度57分23秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和05年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	香川県直島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第03号	漁業協同組合	香川県直島町荒神島北地先	<p>漁場の区域 DA、Aイ、イCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 イ 北緯34度27分48秒、東経133度57分48秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和05年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	香川県直島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第04号	漁業協同組合	香川県直島町東島西地先	<p>漁場の区域 Aイ、イロ、ロハの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 イ 北緯34度28分4秒、東経133度57分13秒の点 ロ 北緯34度28分26秒、東経133度56分58秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年3月31日まで	令和05年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	香川県直島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第05号	松山漁業協同組合	坂出市大屋富町地先	<p>漁場の区域 Aイ、イロ、ロCの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、AIC間最大高潮時海岸線から突出し10メートルの区域を除く。 イ 北緯34度21分55秒、東経133度53分21秒の点 ロ 北緯34度21分58秒、東経133度53分21秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年3月31日まで	令和05年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	坂出市大屋富町・青海町・高屋町・神谷町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第06号	松山漁業協同組合	坂出市大屋富町地先	<p>漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域 イ 北緯34度22分5秒、東経133度53分11秒の点 ロ 北緯34度22分9秒、東経133度53分19秒の点 ハ 北緯34度21分54秒、東経133度53分17秒の点 ニ 北緯34度21分52秒、東経133度53分14秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年3月31日まで	令和05年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	坂出市大屋富町・青海町・高屋町・神谷町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

香川県海区 区画漁業に関する情報一覧

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第97号	坂出市漁業協同組合	坂出市玉越町木沢塩田先	<p>漁場の区域 ハニ、ニホ、ホへ、へトハの5直線に囲まれた区域</p> <p>ハ 北緯34度22分7秒、東経133度55分29秒の点 ニ 北緯34度22分49秒、東経133度54分49秒の点 ホ 北緯34度22分39秒、東経133度55分09秒の点 へ 北緯34度22分44秒、東経133度55分14秒の点 ト 北緯34度22分58秒、東経133度55分12秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年4月30日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	坂出市玉越町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁船終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第98号	坂出市漁業協同組合	坂出市玉越町乃生塩田東先	<p>漁場の区域 イロ、ロホ、ホへ、ヘイの4直線に囲まれた区域</p> <p>イ 北緯34度22分58秒、東経133度54分23秒の点 ロ 北緯34度22分54秒、東経133度54分26秒の点 ホ 北緯34度22分48秒、東経133度54分26秒の点 へ 北緯34度22分48秒、東経133度54分22秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年6月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	坂出市玉越町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁船終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第99号	坂出市漁業協同組合	坂出市玉越町乃生塩田先	<p>漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域</p> <p>イ 北緯34度22分58秒、東経133度54分22秒の点 ロ 北緯34度22分50秒、東経133度54分22秒の点 ハ 北緯34度22分58秒、東経133度54分19秒の点 ニ 北緯34度22分51秒、東経133度54分09秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年4月30日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	坂出市玉越町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁船終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第100号	坂出市漁業協同組合	坂出市玉越町乃生塩田西先	<p>漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域</p> <p>イ 北緯34度22分58秒、東経133度53分57秒の点 ロ 北緯34度22分51秒、東経133度54分19秒の点 ハ 北緯34度22分51秒、東経133度53分29秒の点 ニ 北緯34度22分57秒、東経133度53分55秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年6月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	坂出市玉越町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁船終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第101号	与島漁業協同組合	坂出市瀬戸町中島地先	<p>漁場の区域 アイ、イロ、ロハ、ハエの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域</p> <p>北緯34度21分20.081秒、東経133度51分31.459秒の点 イ 北緯34度21分23秒、東経133度51分38秒の点 ロ 北緯34度21分29秒、東経133度51分33秒の点 ハ 北緯34度21分29秒、東経133度51分32秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	11月16日から翌年5月15日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	坂出市瀬戸町・沙弥島・与島町・岩黒・榎石	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁船終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第102号	与島漁業協同組合	坂出市瀬戸町北浦地先	<p>漁場の区域 アイ、イロ、ロハ、ハエの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域</p> <p>イ 北緯34度21分39秒、東経133度51分14秒の点 ロ 北緯34度21分38秒、東経133度51分09秒の点 ハ 北緯34度21分29秒、東経133度50分52秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	11月16日から翌年5月15日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	坂出市瀬戸町・沙弥島・与島町・岩黒・榎石	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁船終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第103号	与島漁業協同組合	坂出市善・州町西地先	<p>漁場の区域 イロ、イロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域</p> <p>イ 北緯34度20分7秒、東経133度49分49秒の点 ロ 北緯34度20分6秒、東経133度49分50秒の点 ハ 北緯34度20分40秒、東経133度49分56秒の点 ニ 北緯34度20分4秒、東経133度49分11秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月11日から翌年4月13日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	坂出市瀬戸町・沙弥島・与島町・岩黒・榎石	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁船終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第104号	代表 与島漁業協同組合 宇多津漁業協同組合	綾歌郡宇多津町吉田西地先	<p>漁場の区域 イロ、イロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域</p> <p>イ 北緯34度20分7秒、東経133度49分49秒の点 ロ 北緯34度20分6秒、東経133度49分54秒の点 ハ 北緯34度20分40秒、東経133度49分56秒の点 ニ 北緯34度19分51秒、東経133度49分14秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月11日から翌年4月10日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	坂出市瀬戸町・沙弥島・与島町・岩黒・榎石、綾歌郡宇多津町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁船終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第105号	代表 与島漁業協同組合 宇多津漁業協同組合	綾歌郡宇多津町吉田西地先	<p>漁場の区域 イロ、イロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域</p> <p>イ 北緯34度20分7秒、東経133度49分49秒の点 ロ 北緯34度20分7秒、東経133度49分17.405秒の点 ハ 北緯34度19分51.292秒、東経133度49分17.405秒の点 ニ 北緯34度19分51.292秒、東経133度49分17.405秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	4月11日から翌年7月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	坂出市瀬戸町・沙弥島・与島町・岩黒・榎石、綾歌郡宇多津町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁船終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第106号	与島漁業協同組合	坂出市榎石塩田地先	<p>漁場の区域 イニ、ニハ、ハロ、ロイの4直線に囲まれた区域</p> <p>イ 北緯34度25分9秒、東経133度48分31秒の点 ロ 北緯34度25分9秒、東経133度48分33秒の点 ハ 北緯34度25分9秒、東経133度48分31秒の点 ニ 北緯34度25分9秒、東経133度48分31秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	11月16日から翌年5月15日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	坂出市瀬戸町・沙弥島・与島町・岩黒・榎石	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁船終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

香川県海区 区画漁業種に関する情報一覧

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第107号	宇多津漁業協同組合	綾歌郡宇多津町旧沖洲地先	<p>漁場の区域 ハニ、二ホ、ホへ、へハの4直線に囲まれた区域</p> <p>ハ 北緯34度19分15秒、東経133度48分58秒の点 へ 北緯34度19分34秒、東経133度48分48秒の点 ニ 北緯34度20分29秒、東経133度49分40秒の点 ホ 北緯34度19分40秒、東経133度47分52秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月11日から翌年4月10日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	綾歌郡宇多津町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第108号	宇多津漁業協同組合	綾歌郡宇多津町大東川尻地先	<p>漁場の区域 イホ、ホへ、へト、チリ、リヌ、ヌル、ルイの8直線に囲まれた区域</p> <p>イ 北緯34度19分23秒、東経133度49分23秒の点 ホ 北緯34度19分18秒、東経133度49分38秒の点 へ 北緯34度19分13秒、東経133度49分10秒の点 ト 北緯34度19分10秒、東経133度49分10秒の点 チ 北緯34度19分10秒、東経133度49分3秒の点 リ 北緯34度19分10秒、東経133度49分3秒の点 ニ 北緯34度19分21秒、東経133度49分22秒の点 ヌ 北緯34度19分25秒、東経133度49分22秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年7月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	綾歌郡宇多津町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第109号	宇多津漁業協同組合	綾歌郡宇多津町大東川尻地先	<p>漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホへ、へト、トイの7直線に囲まれた区域</p> <p>イ 北緯34度19分29秒、東経133度48分59秒の点 ロ 北緯34度19分5秒、東経133度48分56秒の点 ハ 北緯34度19分12秒、東経133度48分51秒の点 ニ 北緯34度19分10秒、東経133度48分58秒の点 ホ 北緯34度19分10秒、東経133度48分32秒の点 へ 北緯34度19分18秒、東経133度48分47秒の点 ト 北緯34度19分29秒、東経133度48分58秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年7月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	綾歌郡宇多津町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第110号	丸亀市漁業協同組合	丸亀市上真島地先	<p>漁場の区域 ロヌ、ヌリ、リチ、チハ、ハト、トル、ルホ、ホロの8直線に囲まれた区域</p> <p>ロ 北緯34度19分29秒、東経133度47分48秒の点 ニ 北緯34度19分1秒、東経133度47分28秒の点 ホ 北緯34度19分9秒、東経133度47分8秒の点 ト 北緯34度19分55秒、東経133度47分32秒の点 チ 北緯34度19分9秒、東経133度47分38秒の点 リ 北緯34度19分9秒、東経133度47分1秒の点 ヌ 北緯34度19分10秒、東経133度47分58秒の点 ル 北緯34度19分46秒、東経133度47分15秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月11日から翌年4月10日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	丸亀市(丸亀市漁協の地区に限る)	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第111号	丸亀市漁業協同組合	丸亀市昭和町第3期埋立地先	<p>漁場の区域 イロ、ロハ、ハニの4直線に囲まれた区域</p> <p>イ 北緯34度18分38秒、東経133度46分54秒の点 ロ 北緯34度18分43秒、東経133度46分49秒の点 ハ 北緯34度19分1秒、東経133度46分22秒の点 ニ 北緯34度18分23秒、東経133度46分26秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月11日から翌年4月10日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	丸亀市(丸亀市漁協の地区に限る)	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第112号	丸亀市漁業協同組合	丸亀市津地先	<p>漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホト、チロの6直線に囲まれた区域</p> <p>ロ 北緯34度17分46秒、東経133度45分41秒の点 ハ 北緯34度17分22秒、東経133度45分58秒の点 ニ 北緯34度17分44秒、東経133度45分42秒の点 ト 北緯34度17分29秒、東経133度45分10秒の点 チ 北緯34度18分6秒、東経133度45分29秒の点</p>	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月11日から翌年4月10日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	丸亀市(丸亀市漁協の地区に限る)	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

香川県海区 区画漁業種に関する情報一覧

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第113号	本島漁業協同組合	丸亀市本島町福田地先	漁場の区域 ハニ、ニホ、ホへ、へハの4直線に囲まれた区域 ハ 北緯34度23分40秒、東経133度44分38秒の点 ニ 北緯34度22分53秒、東経133度45分2秒の点 ホ 北緯34度23分50秒、東経133度44分58秒の点 へ 北緯34度23分39秒、東経133度44分30秒の点	第一種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年4月30日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	丸亀市本島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、道具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第114号	本島漁業協同組合	江の浦津西地先	漁場の区域 AB、CDの2直線とAC、DB間最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 江の浦津西地先 # B エド島南東端 # C 江の浦津B号防波堤北端 # D 江の浦津7号防波堤南端	第一種区画漁業	藻類養殖業	10月1日から翌年6月30日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	丸亀市本島町・広島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、道具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第115号	白方漁業協同組合	仲多度郡多度津町電笠島東側地先	漁場の区域 イロ、ロニ、ニハ、ハイの4直線に囲まれた区域 基点A 西港町矢板防波堤基部 # B 電笠島南頂 # C 笠谷山南頂(382メートル) # D 電笠島西端 # E 笠間港町水俣理立北西端防波堤基部 点 イ AからB見渡し線とCからD見渡し線との交差点 # ロ AからB見渡し線上イから150メートルのところ # ハ AからE見渡し線とCからD見渡し線との交差点 # ニ AからE見渡し線上ハから150メートルのところ	第一種区画漁業	藻類養殖業	11月1日から翌年6月31日まで	令和5年10月1日から令和10年9月30日まで	団体	仲多度郡多度津町(白方漁協の地区に限る)	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、道具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

香川県香川海区 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第201号	津田町漁業協同組合	さぬき市津田町鶴羽弁天島地先	漁場の区域 イロ、ロA、Aハ、ハイの4直線に囲まれた区域 基点A 北緯34度17分16.933秒、東経134度16分3.673秒の点 点イ 北緯34度17分26秒、東経134度15分54秒の点 点ロ 北緯34度17分23秒、東経134度16分17秒の点 点ハ 北緯34度17分17秒、東経134度15分49秒の点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	さぬき市津田町鶴羽	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第202号	津田町漁業協同組合	さぬき市津田町鶴羽名古屋島地先	漁場の区域 ハニ、ニホ、ホへ、へハの4直線に囲まれた区域 点ハ 北緯34度17分57秒、東経134度16分33秒の点 点ニ 北緯34度17分47秒、東経134度16分45秒の点 点ホ 北緯34度17分33秒、東経134度16分21秒の点 点へ 北緯34度17分38秒、東経134度16分9秒の点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	さぬき市津田町鶴羽	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第203号	さぬき市漁業協同組合	さぬき市志度地先	漁場の区域 Bニ、ニホ、ホト、トへ、へCの5直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点B 北緯34度19分31.99秒、東経134度10分34.323秒の点 点ニ 北緯34度20分22秒、東経134度10分32秒の点 点ホ 北緯34度20分19秒、東経134度10分58秒の点 点ト 北緯34度19分45秒、東経134度9分58秒の点 点ト 北緯34度19分44秒、東経134度10分2秒の点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	さぬき市志度	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第204号	鴨庄漁業協同組合	さぬき市鴨庄白方地先	漁場の区域 ニハ、ハホ、ホD、Dニの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度21分4秒、東経134度12分19秒の点 点ニ 北緯34度20分53秒、東経134度11分54秒の点 点ホ 北緯34度20分58秒、東経134度12分17秒の点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	さぬき市鴨庄	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第205号	鴨庄漁業協同組合	さぬき市鴨庄白方地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホへ、へイの6直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度20分51秒、東経134度11分30秒の点 点ロ 北緯34度20分56秒、東経134度11分29秒の点 点ハ 北緯34度21分14秒、東経134度11分12秒の点 点ニ 北緯34度21分16秒、東経134度11分21秒の点 点ホ 北緯34度20分58秒、東経134度11分38秒の点 点へ 北緯34度20分55秒、東経134度11分39秒の点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	さぬき市鴨庄	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第206号	鴨庄漁業協同組合	さぬき市鴨庄堂沖地先	<p>漁場の区域 ハニ、ニチ、チリ、リヘ、ヘト、トハの6直線によって囲まれた区域</p> <p>点ハ 北緯34度20分5秒、東経134度10分40秒の点</p> <p>ニ 北緯34度21分0秒、東経134度10分37秒の点</p> <p>チ 北緯34度20分53秒、東経134度10分55秒の点</p> <p>リ 北緯34度20分4秒、東経134度11分22秒の点</p> <p>ト 北緯34度21分1秒、東経134度10分52秒の点</p> <p>リ 北緯34度20分53秒、東経134度10分54秒の点</p>	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	さぬき市鴨庄	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第207号	牟礼漁業協同組合	高松市牟礼町地先	<p>漁場の区域 アイ、イロ、ロDの3直線とAD間沖出し10メートルの只曲線に囲まれた区域</p> <p>点イ 北緯34度20分8秒、東経134度10分1秒の点</p> <p>ロ 北緯34度20分27秒、東経134度9分45秒の点</p>	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	高松市牟礼町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第208号	代表 牟礼漁業協同組合 さぬき市漁業協同組合 庵治漁業協同組合	さぬき市志度沖	<p>漁場の区域 ホロ、ロハ、ハヘ、ヘホの4直線によって囲まれた区域</p> <p>点ロ 北緯34度20分56秒、東経134度10分30秒の点</p> <p>ハ 北緯34度20分57秒、東経134度10分5秒の点</p> <p>ホ 北緯34度20分28秒、東経134度10分31秒の点</p> <p>ヘ 北緯34度20分29秒、東経134度10分2秒の点</p>	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	さぬき市志度、高松市牟礼町・庵治町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。 エ 他の免許を受けた漁業と協調の上操業しなければならない。
区第209号	代表 庵治漁業協同組合 屋島漁業協同組合	高松市屋島浜/内北西部地先	<p>漁場の区域 イロ、ロヘ、ヘホ、ホイの4直線に囲まれた区域</p> <p>点イ 北緯34度22分20秒、東経134度6分29秒の点</p> <p>ロ 北緯34度22分25秒、東経134度6分37秒の点</p> <p>ホ 北緯34度22分29秒、東経134度6分21秒の点</p> <p>ヘ 北緯34度22分33秒、東経134度6分28秒の点</p>	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	高松市庵治町・屋島東町・屋島中町・屋島西町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第210号	四海漁業協同組合	小豆郡土庄町長浜・湍宮地先	<p>漁場の区域 ビイ、イCの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域</p> <p>点イ 北緯34度31分13秒、東経134度10分56秒の点</p>	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	小豆郡土庄町長浜・湍宮	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第211号	池田漁業協同組合	小豆郡小豆島町二面長崎地先	<p>漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域</p> <p>点イ 北緯34度27分39秒、東経134度16分1秒の点</p> <p>ロ 北緯34度27分37秒、東経134度16分5秒の点</p> <p>ハ 北緯34度27分8秒、東経134度15分48秒の点</p> <p>ニ 北緯34度27分7秒、東経134度15分52秒の点</p>	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	小豆郡小豆島町二面	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第212号	池田漁業協同組合	小豆郡小豆島町蒲生地先	漁場の区域 A-I、I-Cの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 北緯34度28分37.436秒、東経134度13分16.63秒の点 #C 北緯34度28分41秒、東経134度13分21秒の点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	小豆郡小豆島町蒲生	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第213号	池田漁業協同組合	小豆郡小豆島町飛崎東地先	漁場の区域 A-I、I-Cの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 北緯34度28分37.436秒、東経134度13分16.63秒の点 #C 北緯34度28分27.411秒、東経134度13分5.245秒の点 点イ 北緯34度28分32秒、東経134度13分22秒の点 #C 北緯34度28分25秒、東経134度13分8秒の点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	小豆郡小豆島町蒲生	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第214号	池田漁業協同組合	小豆郡小豆島町蒲生漁港地先	漁場の区域 C-I、I-Dの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 点イ 北緯34度28分52秒、東経134度12分32秒の点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	小豆郡小豆島町蒲生	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第215号	代表 屋島漁業協同組合 庵治漁業協同組合	高松市屋島東町石場港地先	漁場の区域 D-O、O-H、H-Cの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 点O 北緯34度22分8秒、東経134度6分47秒の点 #H 北緯34度22分0秒、東経134度6分52秒の点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	高松市庵治町・屋島東町・屋島中町・屋島西町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第216号	代表 屋島漁業協同組合 庵治漁業協同組合	高松市屋島東町石場港北地先	漁場の区域 イ-O、O-H、H-ニ、ニの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度22分17秒、東経134度6分42秒の点 #C 北緯34度22分14秒、東経134度6分37秒の点 #H 北緯34度22分6秒、東経134度6分44秒の点 #ニ 北緯34度22分8秒、東経134度6分47秒の点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	高松市庵治町・屋島東町・屋島中町・屋島西町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第217号	代表 屋島漁業協同組合 庵治漁業協同組合	高松市屋島少年自然の家地先	漁場の区域 A-O、O-I、I-Bの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 点イ 北緯34度22分14秒、東経134度6分37秒の点 #O 北緯34度22分6秒、東経134度6分44秒の点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	高松市庵治町・屋島東町・屋島中町・屋島西町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第218号	屋島漁業協同組合	高松市屋島東町洞ノ内北長崎鼻港地先	漁場の区域 ロ-H、H-ニ、ニ-ホ、ホ-ヘ、ヘ-トロの6直線に囲まれた区域 点O 北緯34度23分1秒、東経134度5分47秒の点 #H 北緯34度22分58秒、東経134度5分45秒の点 #ニ 北緯34度22分51秒、東経134度5分55秒の点 #ホ 北緯34度22分48秒、東経134度6分0秒の点 #ヘ 北緯34度22分52秒、東経134度6分3秒の点 #ト 北緯34度22分55秒、東経134度5分57秒の点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第219号	屋島漁業協同組合	高松市屋島西町浦生地先	<p>漁場の区域 イホ、ホへ、へロ、ロイの4直線に囲まれた区域</p> <p>点イ 北緯34度21分25秒、東経134度5分4秒の点</p> <p>点ロ 北緯34度21分26秒、東経134度4分56秒の点</p> <p>点ハ 北緯34度21分19秒、東経134度5分3秒の点</p> <p>点ヘ 北緯34度21分21秒、東経134度4分55秒の点</p>	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町	<p>ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。</p> <p>イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。</p> <p>ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。</p>
区第220号	高松市瀬戸内漁業協同組合	高松市徳東町瀬戸内建材立地地先	<p>漁場の区域 ロニ、ニハ、ハホ、ホロの4直線によって囲まれた区域</p> <p>点イ 北緯34度21分17秒、東経134度1分13秒の点</p> <p>点ハ 北緯34度21分20秒、東経134度1分18秒の点</p> <p>点ニ 北緯34度21分17秒、東経134度1分18秒の点</p> <p>点ホ 北緯34度21分22秒、東経134度1分13秒の点</p>	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	高松市サンポート・浜ノ町・扇町・瀬戸内町・新北町・郷東町	<p>ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。</p> <p>イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。</p> <p>ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。</p>
区第221号	香西漁業協同組合	高松市神在川窪町地先	<p>漁場の区域 イロ、ロニ、ニハ、ハイの4直線に囲まれた区域</p> <p>点イ 北緯34度22分4秒、東経133度59分33秒の点</p> <p>点ハ 北緯34度21分53秒、東経133度59分26秒の点</p> <p>点ニ 北緯34度22分17秒、東経133度58分55秒の点</p> <p>点ロ 北緯34度22分13秒、東経133度58分54秒の点</p>	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	高松市香西本町・神在川窪町	<p>ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。</p> <p>イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。</p> <p>ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。</p>
区第222号	与島漁業協同組合	坂出市榎石漁港地先	<p>漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域</p> <p>点イ 北緯34度25分6秒、東経133度48分31秒の点</p> <p>点ロ 北緯34度25分6秒、東経133度48分33秒の点</p> <p>点ハ 北緯34度25分4秒、東経133度48分33秒の点</p> <p>点ニ 北緯34度25分4秒、東経133度48分31秒の点</p>	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	坂出市瀬田町・沙弥島・与島町・岩黒・榎石	<p>ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。</p> <p>イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。</p> <p>ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。</p>
区第223号	宇多津漁業協同組合	綾歌郡宇多津町大東川尻東西地先	<p>漁場の区域 イハ、ハホ、ホへ、へチ、チリ、リト、トロ、ロイの8直線に囲まれた区域。</p> <p>ただし、トロ、ロホ、ホへ、へトの4直線に囲まれた区域は除く。</p> <p>点イ 北緯34度19分25秒、東経133度49分22秒の点</p> <p>点ロ 北緯34度19分21秒、東経133度49分23秒の点</p> <p>点ハ 北緯34度19分23秒、東経133度49分23秒の点</p> <p>点ホ 北緯34度19分15秒、東経133度49分5秒の点</p> <p>点へ 北緯34度19分7秒、東経133度49分55秒の点</p> <p>点ニ 北緯34度19分12秒、東経133度48分48秒の点</p> <p>点チ 北緯34度18分52秒、東経133度48分20秒の点</p> <p>点リ 北緯34度18分58秒、東経133度48分19秒の点</p>	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	綾歌郡宇多津町	<p>ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。</p> <p>イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。</p> <p>ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。</p>

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第224号	多度津町漁業協同組合	仲多度郡多度津町蛭子港防波堤地先	漁場の区域 イ、ロハ、ハニ、ニの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度16分54秒、東経133度45分10秒の点 ロ 北緯34度16分50秒、東経133度45分11秒の点 ハ 北緯34度16分50秒、東経133度45分7秒の点 ニ 北緯34度16分52秒、東経133度45分6秒の点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	仲多度郡多度津町(多度津町漁協の地区に限る)	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第225号	白方漁業協同組合	仲多度郡多度津町亀笠島東側地先	漁場の区域 イ、ロハ、ハニ、ニの4直線によって囲まれた区域 点イ 北緯34度15分39秒、東経133度42分23秒の点 ロ 北緯34度15分34秒、東経133度42分13秒の点 ハ 北緯34度15分23秒、東経133度42分23秒の点 ニ 北緯34度15分28秒、東経133度42分31秒の点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	仲多度郡多度津町(白方漁協の地区に限る)	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第226号	白方漁業協同組合	仲多度郡多度津町亀笠島南側地先	漁場の区域 テホ、ホヘ、ヘニ、ニト、トチの5直線に囲まれた区域 点ニ 北緯34度15分16秒、東経133度42分12秒の点 ホ 北緯34度15分5秒、東経133度42分38秒の点 ヘ 北緯34度14分55秒、東経133度42分24秒の点 ハ 北緯34度15分33秒、東経133度42分10秒の点 チ 北緯34度15分34秒、東経133度42分19秒の点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	仲多度郡多度津町(白方漁協の地区に限る)	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第227号	白方漁業協同組合	仲多度郡多度津町亀笠島西側地先	漁場の区域 イホ、ホニ、ニD、DCの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 点イ 北緯34度15分24秒、東経133度42分6秒の点 ニ 北緯34度14分45秒、東経133度42分13秒の点 ホ 北緯34度14分55秒、東経133度42分24秒の点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	仲多度郡多度津町(白方漁協の地区に限る)	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第228号	詫間漁業協同組合	三豊市詫間町津島地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハホ、ホイの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度14分32秒、東経133度42分9秒の点 ロ 北緯34度14分51秒、東経133度41分57秒の点 ハ 北緯34度14分45秒、東経133度41分27秒の点 ホ 北緯34度14分18秒、東経133度41分42秒の点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	三豊市詫間町詫間	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第229号	詫間漁業協同組合	三豊市詫間町清正地先	漁場の区域 A、イ、ロハの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、A・間最大高潮時海岸線から沖出し40メートルの区域を除く。 点イ 北緯34度14分46秒、東経133度40分8秒の点 ロ 北緯34度14分30秒、東経133度39分36秒の点 ハ 北緯34度14分22秒、東経133度39分40秒の点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	三豊市詫間町詫間	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第230号	院間漁業協同組合	三重市院間町須地先	漁場の区域 Cイ、イロ、ロEの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。ただし、CE間最大高潮時海岸線から沖出し100メートルの区域を除く。 点イ 北緯34度14分18秒、東経133度38分55秒の点 ロ 北緯34度14分17秒、東経133度38分33秒の点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	三重市院間町院間	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第231号	三重市漁業協同組合	三重市院間町栗島一の宮地先	漁場の区域 Aロ、イBの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 点イ 北緯34度16分17.183秒、東経133度38分34.161秒の点 ロ 北緯34度16分17.183秒、東経133度38分34.161秒の点 点イ EからC見通し線とBからD見通し線との交差点 (北緯34度15分47秒、東経133度37分59秒の点) ロ AからD見通し線とEからC見通し線との交差点 (北緯34度15分18秒、東経133度37分24秒の点)	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	三重市院間町栗島	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第232号	三重市漁業協同組合	三重市院間町大浜船越地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度13分24秒、東経133度36分28秒の点 ロ 北緯34度13分13秒、東経133度36分18秒の点 ハ 北緯34度14分0秒、東経133度35分16秒の点 ニ 北緯34度14分9秒、東経133度35分30秒の点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	三重市院間町大浜	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第233号	三重市漁業協同組合	三重市院間町大浜鴨の産地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度13分10秒、東経133度36分46秒の点 ロ 北緯34度13分11秒、東経133度36分51秒の点 ハ 北緯34度12分57秒、東経133度36分50秒の点 ニ 北緯34度12分57秒、東経133度36分45秒の点	第一種区画漁業	貝類垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	三重市院間町大浜	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第301号	下笠原漁業協同組合	高松市亀水町小坂東防波堤地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度22分10秒、東経133度58分3秒の点 ロ 北緯34度22分14秒、東経133度57分59秒の点 ハ 北緯34度22分10秒、東経133度57分53秒の点 ニ 北緯34度22分6秒、東経133度57分57秒の点	第一種区画漁業	貝類小削式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	高松市生島町・亀水町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第302号	松山漁業協同組合	坂出市大屋高町地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度22分6秒、東経133度53分15秒の点 ロ 北緯34度22分7秒、東経133度53分19秒の点 ハ 北緯34度21分55秒、東経133度53分21秒の点 ニ 北緯34度21分54秒、東経133度53分17秒の点	第一種区画漁業	貝類小削式養殖業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	坂出市大屋高町・青海町高屋町・神谷町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第401号	引田漁業協同組合	東かがわ市坂元、南野地先	漁場の区域 ホ、ヘ、トチ、チリ、リス、又ニ、ニホの7直線に囲まれた区域 点ニ 北緯34度13分44秒、東経134度26分15秒の点 ホ 北緯34度13分40秒、東経134度26分30秒の点 ヘ 北緯34度13分15秒、東経134度26分20秒の点 ト 北緯34度13分21秒、東経134度26分6秒の点 チ 北緯34度13分15秒、東経134度26分4秒の点 リ 北緯34度13分22秒、東経134度25分44秒の点 又 北緯34度13分44秒、東経134度25分52秒の点	第一種区画漁業	魚類小削式養殖業(くまぐる養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月32日まで	団体	東かがわ市坂元・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川原	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第402号	引田漁業協同組合	東かがわ市松島地先	<p>漁場の区域 ヘシ、シタ、チリ、リス、ヌル、ルヲ、ヲカ、カフ、フへの10直線に囲まれた区域</p> <p>点へ 北緯34度14分33秒、東経134度26分38秒の点</p> <p>点チ 北緯34度13分20秒、東経134度27分33秒の点</p> <p>点リ 北緯34度13分57秒、東経134度27分6秒の点</p> <p>点ヌ 北緯34度14分10秒、東経134度26分49秒の点</p> <p>点ル 北緯34度14分18秒、東経134度26分57秒の点</p> <p>点ヲ 北緯34度14分28秒、東経134度27分58秒の点</p> <p>点フ 北緯34度14分27秒、東経134度26分45秒の点</p> <p>点カ 北緯34度14分37秒、東経134度26分56秒の点</p> <p>点タ 北緯34度15分4秒、東経134度28分4秒の点</p> <p>点シ 北緯34度15分24秒、東経134度27分38秒の点</p>	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くらまぐろ養殖業を除く)	3月25日から翌年1月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月33日まで	団体	東かがわ市馬場・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川原	<p>ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。</p> <p>イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。</p> <p>ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。</p>
区第403号	引田漁業協同組合	東かがわ市松島西地先	<p>基点A 松島南西端</p> <p>点B 徳島県鳴門市大麻山高頂</p> <p>点C 徳島県鳴門市北灘町基の浦漁港防波堤基部</p> <p>点D 徳念島高頂</p> <p>点E 東かがわ市引田庁舎中央</p> <p>点F 神山高頂</p> <p>点G 城山鼻東端</p> <p>点イ CからA見通し延長線とFからG見通し延長線との交差点</p> <p>点ロ BからA見通し延長線とEからG見通し延長線との交差点</p> <p>点ハ イからロ見通し延長線上口から150メートルのところ</p> <p>点ニ Aからハ見通し延長線上Aから300メートルのところ</p> <p>点ホ Dからニ見通し延長線上ニから1,000メートルのところ</p> <p>点ロ Fからロ見通し延長線上ロから1,000メートルのところ</p> <p>点カ フからカ真方位43度45分400メートルのところ</p> <p>点ヨ Aから真方位43度45分2,200メートルのところ</p> <p>点タ ヨからA見通し線と直角にヨから南東へ450メートルのところ</p> <p>点レ ヨからA見通し線と直角にヨから北西へ450メートルのところ</p> <p>漁場の区域</p> <p>ハニ、ニホ、ホへ、へハの4直線に囲まれた区域</p>	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くらまぐろ養殖業を除く)	4月1日から10月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月34日まで	団体	東かがわ市馬場・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川原	<p>ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。</p> <p>イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。</p> <p>ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。</p>
区第404号	引田漁業協同組合	東かがわ市徳念島西地先	<p>基点A 徳念島東端</p> <p>点B 引田港青灯台</p> <p>点C 巽山高頂(125メートル)</p> <p>点D 引田港北防波堤基部</p> <p>点E 双子島高頂</p> <p>点F 一ツ島高頂</p> <p>点G 小豆島町地蔵崎</p> <p>点イ AからG見通し線とBからロ見通し延長線との交差点</p> <p>点ロ FからE見通し延長線とCからD見通し延長線との交差点</p> <p>点ハ ロからロ見通し延長線上ロから400メートルのところ</p> <p>点ニ イからG見通し線とイから600メートルのところ</p> <p>点ホ イからへ見通し線とイから100メートルのところ</p> <p>点ヘ ロからイ見通し線とロから100メートルのところ</p> <p>点ト ハからニ見通し線とハから100メートルのところ</p> <p>点チ ニからト見通し線とニから100メートルのところ</p> <p>漁場の区域</p> <p>ホへ、へト、トチ、チホの4直線に囲まれた区域</p>	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くらまぐろ養殖業を除く)	4月1日から翌年1月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月35日まで	団体	東かがわ市馬場・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川原	<p>ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。</p> <p>イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。</p> <p>ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。</p>
区第405号	引田漁業協同組合	東かがわ市毛無島地先	<p>基点A 引田漁港赤灯台</p> <p>点B 松島南西端</p> <p>点C 一ツ島高頂</p> <p>点D 双子島高頂</p> <p>点イ AからB見通し線とCからD見通し延長線との交差点</p> <p>点ロ AからB見通し線とロからBへ700メートルのところ</p> <p>点ハ CからD見通し延長線と平行にロから南東へ300メートルのところ</p> <p>点ニ CからD見通し延長線上イから南東へ300メートルのところ</p> <p>漁場の区域</p> <p>イロ、ロハ、ハニ、ニの4直線に囲まれた区域</p> <p>点イ 北緯34度13分57秒、東経134度25分47秒の点</p> <p>点ロ 北緯34度14分8秒、東経134度26分11秒の点</p> <p>点ハ 北緯34度14分1秒、東経134度26分38秒の点</p> <p>点ニ 北緯34度13分50秒、東経134度25分55秒の点</p>	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くらまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月36日まで	団体	東かがわ市馬場・南野・引田・黒羽・吉田・小海・川原	<p>ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。</p> <p>イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。</p> <p>ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。</p>

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第406号	東環漁業協同組合	東かがわ市松原地先	漁場の区域 ホへ、へハ、ハニ、ニホの4直線に囲まれた区域 点ハ 北緯34度15分21秒、東経134度22分19秒の点 ニ 北緯34度15分40秒、東経134度22分17秒の点 ホ 北緯34度15分41秒、東経134度22分24秒の点 ハ 北緯34度15分22秒、東経134度22分26秒の点 基点A 白鳥港新川防波堤基部 B ふるさと海岸東突堤 C NTT三本松営業所鉄塔 D 三本松海岸灯台 E ツツ島南端 F 一ツ島東端 G 鹿浦越峰北端 H 白岩 点イ AからF見通し線とDからG見通し線との交差点 ロ AからF見通し線とHからC見通し線との交差点 ハ BからE見通し線とHからC見通し線との交差点 ニ BからE見通し線とDからG見通し線との交差点 ホ DからG見通し線イからGへ100メートルのところ ヘ CからH見通し線ロからHへ100メートルのところ	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	東かがわ市松原	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保安のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第407号	東環漁業協同組合	東かがわ市丸亀島北地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度17分11秒、東経134度19分2秒の点 ロ 北緯34度16分58秒、東経134度18分55秒の点 ハ 北緯34度17分7秒、東経134度18分37秒の点 ニ 北緯34度17分19秒、東経134度18分41秒の点 基点A 丸亀島北西端 B 丸亀島北端 C 丸亀島東端 D 女島東端 E 女島南端 F 北山高頂(226.3メートル) G 旧北山東西鼻北端 H 網島北端 I さぬき市打伏の鼻北端 J さぬき市東原白岩中央 K 津田港埋立北端 点イ GからE見通し延長線とIからJ見通し延長線との交差点 ロ イからF見通し線とIからJ見通し延長線との交差点 ハ DからC見通し延長線とHからA見通し延長線との交差点 ニ DからC見通し延長線とKからJ見通し延長線との交差点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	東かがわ市湊・三本松・積内・西村・小磯・馬橋	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保安のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第408号	津田町漁業協同組合	さぬき市津田町磯羽井天島地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度17分31秒、東経134度15分57秒の点 ロ 北緯34度17分27秒、東経134度16分9秒の点 ハ 北緯34度17分23秒、東経134度16分7秒の点 ニ 北緯34度17分26秒、東経134度15分54秒の点 基点A 鶴部鼻北端 B 弁天島西端 C 西代川左岸防砂堤基部から海岸沿い西へ300メートルのところ(北緯34度17分02.91秒、東経134度15分39.492秒の点) D 津田港北防波堤突堤 E 吉見港北防波堤突堤 F 小豆島町風ノ子島高頂 点イ AからD見通し線とCからF見通し線との交差点 ロ AからD見通し線とBからE見通し線との交差点 ハ BからF見通し線とBから200メートルのところ ニ BからE見通し線とCからF見通し線との交差点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	団体	さぬき市津田町磯羽	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保安のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第409号	さぬき市漁業協同組合	さぬき市小田沖	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度20分44秒、東経134度14分26秒の点 ロ 北緯34度20分34秒、東経134度14分19秒の点 ハ 北緯34度20分41秒、東経134度14分56秒の点 ニ 北緯34度20分52秒、東経134度14分11秒の点 基点A トビガス中央 B 小田漁港北防波堤基部 C 小田浦漁港北防波堤突堤から基部へ90メートルのところ(旧突堤)(北緯34度20分19.454秒、東経134度14分9.899秒の点) D センクの浜西端 E 小林の高 F バクワの岩中央 G 小豆島町塩釜鼻 H 小豆島町小福部島高頂 点イ AからF見通し線とCからH見通し線との交差点 ロ BからE見通し線とCからH見通し線との交差点 ハ BからE見通し線とDからG見通し線との交差点 ニ AからF見通し線とDからG見通し線との交差点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月40日まで	団体	さぬき市小田	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保安のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第410号	さぬき市漁業協同組合	さぬき市小田地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度20分34秒、東経134度14分19秒の点 ロ 北緯34度20分24秒、東経134度14分13秒の点 ハ 北緯34度20分29秒、東経134度13分59秒の点 ニ 北緯34度20分41秒、東経134度14分5秒の点 基点A 小田漁港北防波堤基部 B 天神鼻 C 小田浦漁港北防波堤突堤から基部へ90メートルのところ(旧突堤)(北緯34度20分19.454秒、東経134度14分9.899秒の点) D センクの浜西端 E 興津海水浴場西突堤基部 F 小林の高 G 小豆島町塩釜鼻 H 小豆島町小福部島高頂 点イ AからF見通し線とCからH見通し線との交差点 ロ BからE見通し線とCからH見通し線との交差点 ハ DからG見通し線とBからE見通し線との交差点 ニ DからG見通し線とAからF見通し線との交差点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月41日まで	団体	さぬき市小田	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保安のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第411号	さぬき市漁業協同組合	さぬき市小田浜地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度20分21秒、東経134度13分59秒の点 ロ 北緯34度20分21秒、東経134度14分9秒の点 ハ 北緯34度20分18秒、東経134度14分2秒の点 ニ 北緯34度20分16秒、東経134度14分1秒の点 基点A クビ石 B 天神鼻 C 小田浦漁港北防波堤基部 D 西浜中央防砂堤基部 E 西浜西浜堤基部 F 大山高頂 点イ AからB見通し線とAから50メートルのところ ロ AからB見通し線とAから80メートルのところ ハ CからF見通し線とロからD見通し線との交差点 ニ CからF見通し線とイからE見通し線との交差点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月42日まで	団体	さぬき市小田	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保安のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第412号	代表 さぬき市漁業協同組合 牟礼漁業協同組合 庵治漁業協同組合	さぬき市志度沖	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度21分3秒、東経134度10分10秒の点 ロ 北緯34度21分6秒、東経134度10分29秒の点 ハ 北緯34度21分1秒、東経134度10分29秒の点 ニ 北緯34度20分59秒、東経134度10分10秒の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖を除く)	3月25日から10月20日まで	令和6年1月1日から令和10年12月43日まで	団体	さぬき市志度、高松市牟礼町・庵治町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第413号	代表 さぬき市漁業協同組合 牟礼漁業協同組合 庵治漁業協同組合	高松市牟礼町松ヶ鼻地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度21分21秒、東経134度10分28秒の点 ロ 北緯34度21分19秒、東経134度10分11秒の点 ハ 北緯34度21分26秒、東経134度10分12秒の点 ニ 北緯34度21分27秒、東経134度10分28秒の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖を除く)	3月25日から10月20日まで	令和6年1月1日から令和10年12月44日まで	団体	さぬき市志度、高松市牟礼町・庵治町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第414号	代表 さぬき市漁業協同組合 牟礼漁業協同組合 庵治漁業協同組合	高松市牟礼町松ヶ鼻北地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度21分34秒、東経134度10分12秒の点 ロ 北緯34度21分36秒、東経134度10分27秒の点 ハ 北緯34度21分31秒、東経134度10分28秒の点 ニ 北緯34度21分29秒、東経134度10分12秒の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖を除く)	3月25日から10月20日まで	令和6年1月1日から令和10年12月45日まで	団体	さぬき市志度、高松市牟礼町・庵治町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第415号	さぬき市漁業協同組合	さぬき市志度地先	漁場の区域 ハロ、ロヘ、トハの4直線に囲まれた区域 点ロ 北緯34度20分18秒、東経134度10分2秒の点 ハ 北緯34度19分45秒、東経134度9分58秒の点 ヘ 北緯34度20分19秒、東経134度10分6秒の点 ト 北緯34度19分44秒、東経134度10分2秒の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月46日まで	団体	さぬき市志度	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第416号	鴨庄漁業協同組合	さぬき市鴨庄大谷地先	漁場の区域 イハ、ハニ、ニホ、ホイの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度21分54秒、東経134度12分14秒の点 ハ 北緯34度21分39秒、東経134度12分18秒の点 ニ 北緯34度21分38秒、東経134度12分9秒の点 ホ 北緯34度21分52秒、東経134度12分5秒の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖を除く)	9月15日から翌年1月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月47日まで	団体	さぬき市鴨庄	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第417号	鴨庄漁業協同組合	さぬき市鴨庄大谷地先	漁場の区域 ビイ、イロ、ロD、DCの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点B 北緯34度21分33.068秒、東経134度12分26.209秒の点 点イ 北緯34度21分23.116秒、東経134度12分33.21秒の点 ロ 北緯34度21分19.822秒、東経134度12分34.883秒の点 点イ 北緯34度21分31秒、東経134度12分19秒の点 ロ 北緯34度21分16秒、東経134度12分26秒の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月48日まで	団体	さぬき市鴨庄	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第418号	駒庄漁業協同組合	さぬき市駒庄長浜地先	<p>基点A さぬき市湖干狩り中央離岸堤南端</p> <p>＃B 大井峠</p> <p>＃C 二子水門</p> <p>＃D 立石から海岸沿い北へ30メートルのところ (北緯34度20分50.47秒、東経134度11分28.322秒の点)</p> <p>＃E 高松市庵治町高島北東端</p> <p>＃F 土庄町大深山高頂(227メートル)</p> <p>点イ AからD見通し線とCからE見通し線との交差点 (北緯34度21分0秒、東経134度11分50秒の点)</p> <p>＃ロ AからD見通し線とBからF見通し線との交差点 (北緯34度21分12秒、東経134度12分16秒の点)</p> <p>＃ハ FからB見通し線とロからBへ250メートルのところ (北緯34度21分4秒、東経134度12分19秒の点)</p> <p>＃ニ EからC見通し線とイからCへ250メートルのところ (北緯34度20分53秒、東経134度11分54秒の点)</p> <p>漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線によって囲まれた区域</p>	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月49日まで	団体	さぬき市駒庄	<p>ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。</p> <p>イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。</p> <p>ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。</p>
区第419号	駒庄漁業協同組合	さぬき市駒庄長浜沖地先	<p>漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域</p> <p>点イ 北緯34度21分19秒、東経134度11分47秒の点</p> <p>＃ロ 北緯34度21分44秒、東経134度11分43秒の点</p> <p>＃ハ 北緯34度21分53秒、東経134度12分11秒の点</p> <p>＃ニ 北緯34度21分27秒、東経134度12分11秒の点</p>	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖を除く)	4月1日から翌年1月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月50日まで	団体	さぬき市駒庄	<p>ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。</p> <p>イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。</p> <p>ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。</p>
区第420号	駒庄漁業協同組合	さぬき市駒庄蜂ヶ浦地先	<p>基点A 小車穴の口から海岸沿い北へ50メートルのところ (北緯34度21分6.475秒、東経134度10分56.442秒の点)</p> <p>＃B 蜂ヶ浦北端</p> <p>＃C 灯籠鼻南端</p> <p>＃D 志度港一文字防波堤東端から真東へ100メートルのところ (北緯34度20分46.997秒、東経134度10分41.974秒の点)</p> <p>＃E 高松市牟礼町房前鼻</p> <p>＃F 高松市牟礼町金社山高頂</p> <p>＃G 高松市庵治町高島高頂</p> <p>点イ CからE見通し線とCから150メートルのところ</p> <p>＃ロ BからF見通し線とDからG見通し線との交差点</p> <p>＃ハ AからF見通し線とAから400メートルのところ</p> <p>＃ニ AからF見通し線とAから125メートルのところ</p> <p>＃ホ BからF見通し線とイからニ見通し線との交差点</p> <p>漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホロの4直線に囲まれた区域</p> <p>点イ 北緯34度20分29秒、東経134度9分21秒の点</p> <p>＃ロ 北緯34度20分35秒、東経134度9分47秒の点</p> <p>＃ニ 北緯34度20分21秒、東経134度9分59秒の点</p> <p>＃ホ 北緯34度20分19秒、東経134度9分56秒の点</p> <p>＃ハ 北緯34度20分28秒、東経134度9分48秒の点</p> <p>＃ト 北緯34度20分23秒、東経134度9分27秒の点</p>	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月51日まで	団体	さぬき市駒庄	<p>ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。</p> <p>イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。</p> <p>ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。</p>
区第421号	牟礼漁業協同組合	高松市牟礼町大町地先	<p>基点A さぬき市蜂ヶ浦船揚場北端</p> <p>＃B さぬき市小車高頂</p> <p>＃C さぬき市穴子海岸北端</p> <p>＃D 志度港一文字防波堤東端</p> <p>＃E さぬき市地蔵寺</p> <p>＃F 房前鼻東端</p> <p>＃G 川東防波堤基部</p> <p>＃H 牟礼港(西理)立地南東端</p> <p>＃I 金山防波堤東端</p> <p>点イ HからB見通し線とHから150メートルのところ</p> <p>＃ロ HからB見通し線とロからD見通し線との交差点</p> <p>＃ハ HからB見通し線とロからHへ100メートルのところ</p> <p>＃ニ FからA見通し線とロからD見通し線との交差点</p> <p>＃ホ FからA見通し線とニからFへ100メートルのところ</p> <p>＃ヘ GからC見通し線とハからホ見通し線との交差点</p> <p>＃ト GからC見通し線とイからE見通し線との交差点</p> <p>漁場の区域 イロ、ロニ、ニホ、ホヘ、トイの6直線に囲まれた区域</p>	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月52日まで	団体	高松市牟礼町	<p>ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。</p> <p>イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。</p> <p>ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。</p>
区第422号	代表 庵治漁業協同組合 さぬき市漁業協同組合 牟礼漁業協同組合	高松市庵治町葛原地先	<p>基点A 松ヶ鼻防砂堤突端</p> <p>＃B マブノ鼻</p> <p>＃C さぬき市大寺崎南の高頂(137メートル)</p> <p>＃D さぬき市松ヶ鼻高頂</p> <p>点イ AからD見通し線とAから170メートルのところ</p> <p>＃ロ BからC見通し線とBから270メートルのところ</p> <p>＃ハ BからC見通し線とロからCへ250メートルのところ</p> <p>＃ニ AからD見通し線とイからDへ250メートルのところ</p> <p>漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域</p> <p>点イ 北緯34度21分17秒、東経134度9分43秒の点</p> <p>＃ロ 北緯34度21分32秒、東経134度9分42秒の点</p> <p>＃ハ 北緯34度21分32秒、東経134度9分52秒の点</p> <p>＃ニ 北緯34度21分16秒、東経134度9分52秒の点</p>	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月53日まで	団体	さぬき市志度、高松市牟礼町、庵治町	<p>ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。</p> <p>イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。</p> <p>ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。</p>

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第423号	代表 庵治漁業協同組合 さぬき市漁業協同組合 牟礼漁業協同組合	高松市庵治町マブノ鼻地先	漁場の区域 イホ、ホへ、へニ、ニイの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度21分33秒、東経134度9分40秒の点 点ロ 北緯34度21分32秒、東経134度9分48秒の点 点ハ 北緯34度21分45秒、東経134度9分40秒の点 点ヘ 北緯34度21分44秒、東経134度9分48秒の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くまぐる養殖を除く)	10月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月54日まで	団体	さぬき市志度、高松市牟礼町・庵治町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第424号	庵治漁業協同組合	高松市庵治町高民地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度21分38秒、東経134度9分50秒の点 点ロ 北緯34度21分59秒、東経134度9分46秒の点 点ハ 北緯34度21分59秒、東経134度9分56秒の点 点ニ 北緯34度21分37秒、東経134度10分0秒の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くまぐる養殖を除く)	4月1日から10月20日まで	令和6年1月1日から令和10年12月55日まで	団体	高松市庵治町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第425号	庵治漁業協同組合	高松市庵治町大島港地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度24分29秒、東経134度6分7秒の点 点ロ 北緯34度24分22秒、東経134度6分8秒の点 点ハ 北緯34度24分21秒、東経134度5分56秒の点 点ニ 北緯34度24分30秒、東経134度6分1秒の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くまぐる養殖を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月56日まで	団体	高松市庵治町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第426号	庵治漁業協同組合	高松市庵治町大島地先	漁場の区域 ハニ、ニホ、ホへ、へハの4直線に囲まれた区域 点ハ 北緯34度24分25秒、東経134度5分58秒の点 点ニ 北緯34度24分17秒、東経134度5分58秒の点 点ロ 北緯34度24分13秒、東経134度5分47秒の点 点ヘ 北緯34度24分23秒、東経134度5分47秒の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くまぐる養殖を除く)	3月20日から翌年1月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月57日まで	団体	高松市庵治町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第427号	庵治漁業協同組合	高松市庵治町城島地先	漁場の区域 ホへ、へト、トチ、チリ、リヲ、ヲホの6直線に囲まれた区域 点ホ 北緯34度23分14秒、東経134度6分49秒の点 点ヘ 北緯34度23分11秒、東経134度6分24秒の点 点ト 北緯34度23分2秒、東経134度6分29秒の点 点チ 北緯34度22分53秒、東経134度7分3秒の点 点リ 北緯34度23分16秒、東経134度7分13秒の点 点ヲ 北緯34度23分23秒、東経134度6分53秒の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くまぐる養殖を除く)	2月20日から翌年2月10日まで	令和6年1月1日から令和10年12月58日まで	団体	高松市庵治町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第428号	代表 庵治漁業協同組合 屋島漁業協同組合	高松市屋島東町湯ノ内北 西部地先	<p>基点A 屋島東町宮ノ窪洲鼻(旧防砂堤跡)</p> <ul style="list-style-type: none"> 〃B 庵治町ハジキ鼻 〃C 屋島台頂北端(北嶺北端) 〃D 庵治漁港王ノ下旧突堤灯台 <p>点イ AからB見通し線上Aから50メートルのところ</p> <ul style="list-style-type: none"> 〃ロ AからB見通し線上Aから300メートルのところ 〃ハ CからD見通し線上最大高潮時海岸線からDへ50メートルのところ 〃ニ CからD見通し線上最大高潮時海岸線からDへ300メートルのところ 〃ホ ホからイ見通し線上ハから245メートルのところ (北緯34度22分39秒、東経134度6分11秒の点) 〃ヘ ニからロ見通し線上ニから245メートルのところ (北緯34度22分42秒、東経134度6分19秒の点) 〃ト イからハ見通し線上イから350メートルのところ (北緯34度22分29秒、東経134度6分21秒の点) 〃チ ロからニ見通し線上ロから350メートルのところ (北緯34度22分33秒、東経134度6分26秒の点) <p>漁場の区域</p>	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月59日まで	団体	高松市庵治町・屋島東町・屋島中町・屋島西町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第429号	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町城ヶ島西 地先	<p>漁場の区域 イロ、ロニ、ニハ、ハイの4直線に囲まれた区域</p> <ul style="list-style-type: none"> 〃点イ 北緯34度29分28秒、東経134度21分9秒の点 〃ロ 北緯34度29分28秒、東経134度21分9秒の点 〃ハ 北緯34度29分25秒、東経134度21分9秒の点 〃ニ 北緯34度29分24秒、東経134度21分5秒の点 	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月60日まで	団体	小豆郡小豆島町城	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第430号	屋島漁業協同組合	高松市屋島東町長崎田屋 島養魚地先	<p>漁場の区域 ニホ、ホヘ、ヘト、トニの4直線に囲まれた区域</p> <ul style="list-style-type: none"> 〃点ニ 北緯34度23分4秒、東経134度6分22秒の点 〃ホ 北緯34度23分13秒、東経134度6分16秒の点 〃ヘ 北緯34度23分7秒、東経134度6分3秒の点 〃ト 北緯34度23分0秒、東経134度6分8秒の点 	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	3月20日から翌年1月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月61日まで	団体	高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第431号	屋島漁業協同組合	高松市屋島東町湯ノ内南 地先	<p>漁場の区域 イロ、ロヘ、ヘホ、ホイの4直線に囲まれた区域</p> <ul style="list-style-type: none"> 〃点イ 北緯34度22分47秒、東経134度6分4秒の点 〃ロ 北緯34度22分50秒、東経134度6分9秒の点 〃ハ 北緯34度22分42秒、東経134度6分11秒の点 〃ヘ 北緯34度22分44秒、東経134度6分16秒の点 	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月62日まで	団体	高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第432号	屋島漁業協同組合	高松市屋島東町湯ノ内北 地先	<p>漁場の区域 ハホ、ホヘ、ヘニ、ニハの4直線に囲まれた区域</p> <ul style="list-style-type: none"> 〃点ハ 北緯34度22分52秒、東経134度6分3秒の点 〃ニ 北緯34度22分54秒、東経134度6分5秒の点 〃ホ 北緯34度23分1秒、東経134度5分47秒の点 〃ヘ 北緯34度23分3秒、東経134度5分48秒の点 	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月63日まで	団体	高松市屋島東町・屋島中町・屋島西町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第433号	東瀬戸漁業協同組合	高松市女木町芋谷地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニヘ、ヘイの5直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度24分22秒、東経134度3分38秒の点 点ロ 北緯34度24分21秒、東経134度3分31秒の点 点ハ 北緯34度24分0秒、東経134度3分32秒の点 点ニ 北緯34度24分0秒、東経134度3分34秒の点 点ヘ 北緯34度24分8秒、東経134度3分38秒の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くらまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月6日まで	団体	高松市女木町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第434号	下笠居漁業協同組合	高松市亀水町小坂東防波堤地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度22分10秒、東経133度58分3秒の点 点ロ 北緯34度22分14秒、東経133度57分59秒の点 点ハ 北緯34度22分10秒、東経133度57分53秒の点 点ニ 北緯34度22分6秒、東経133度57分57秒の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くらまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月6日まで	団体	高松市生島町・亀水町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第435号	直島漁業協同組合	香川県直島町井島鞍掛地先	漁場の区域 Bイ、ICの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 点イ 北緯34度28分48秒、東経134度0分58秒の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くらまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月6日まで	団体	香川県直島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第436号	直島漁業協同組合	香川県直島町井島長浜地先	漁場の区域 イロ、ロE、Eハ、ハイの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度29分0.683秒、東経134度0分53.949秒の点 点ロ 北緯34度29分1秒、東経134度0分27秒の点 点ハ 北緯34度29分8秒、東経134度0分33秒の点 点ニ 北緯34度28分53秒、東経134度0分46秒の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くらまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月6日まで	団体	香川県直島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第437号	直島漁業協同組合	香川県直島町井島出島地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度29分41秒、東経134度0分28秒の点 点ロ 北緯34度29分8秒、東経134度0分31秒の点 点ハ 北緯34度29分5秒、東経134度0分25秒の点 点ニ 北緯34度29分41秒、東経134度0分24秒の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くらまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月6日まで	団体	香川県直島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第438号	直島漁業協同組合	香川県直島町向島福浦地先	漁場の区域 Aロ、ロC、CBの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 点イ 北緯34度28分20.705秒、東経134度0分16.784秒の点 点ロ 北緯34度28分21秒、東経134度0分29秒の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くらまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月6日まで	団体	香川県直島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第439号	直島漁業協同組合	香川県直島町旧家島塩田地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニ一、J、Jイの6直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度28分12秒、東経133度59分48秒の点 点ロ 北緯34度28分5秒、東経133度59分42秒の点 点ハ 北緯34度28分14秒、東経133度59分34秒の点 点ニ 北緯34度28分23秒、東経133度59分30秒の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くらまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月7日まで	団体	香川県直島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第440号	直島漁業協同組合	香川県直島町家島西地先	漁場の区域 Aイ、イロ、ロBの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 点イ 北緯34度28分28秒、東経133度59分29秒の点 ロ 北緯34度28分37秒、東経133度59分26秒の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月71日まで	団体	香川県直島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第441号	直島漁業協同組合	香川県直島町家島北地先	漁場の区域 Gイ、イロ、ロE、FHの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点H 北緯34度28分39.028秒、東経133度59分44.65秒の点 点イ 北緯34度28分45秒、東経133度59分48秒の点 ロ 北緯34度28分43秒、東経134度0分6秒の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月72日まで	団体	香川県直島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第442号	直島漁業協同組合	香川県直島町局島西地先	漁場の区域 Aイ、イロ、ロBの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 点イ 北緯34度29分1秒、東経133度59分18秒の点 ロ 北緯34度28分48秒、東経133度59分18秒の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月73日まで	団体	香川県直島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第443号	直島漁業協同組合	香川県直島町京ノ上鍋島西地先	漁場の区域 AからB見通し線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 基点A 京ノ上鍋島西鼻 B 京ノ上鍋島中鼻	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月74日まで	団体	香川県直島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第444号	直島漁業協同組合	香川県直島町京ノ上鍋島北地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニAの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 点ハ 北緯34度29分44秒、東経133度59分44秒の点 ニ 北緯34度29分43秒、東経133度59分1秒の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月75日まで	団体	香川県直島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第445号	直島漁業協同組合	香川県直島町喜兵衛島北地先	漁場の区域 イからB見通し線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 点イ 北緯34度22分25秒、東経133度58分10秒の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月76日まで	団体	香川県直島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第446号	直島漁業協同組合	香川県直島町牛ヶ首東地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度30分38秒、東経133度58分29秒の点 ロ 北緯34度30分40秒、東経133度58分39秒の点 ハ 北緯34度30分27秒、東経133度58分43秒の点 ニ 北緯34度30分25秒、東経133度58分36秒の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月77日まで	団体	香川県直島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第447号	直島漁業協同組合	香川県直島町牛ヶ首西地先	漁場の区域 Aイ、イロ、ロBの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 点イ 北緯34度30分36秒、東経133度58分5秒の点 ロ 北緯34度30分15秒、東経133度58分5秒の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月78日まで	団体	香川県直島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第448号	坂出市漁業協同組合	坂出市玉越町木沢沖	漁場の区域 ハニ、ニホ、ホへ、ヘト、チB、Bハの7直線によって囲まれた区域 点ハ 北緯34度23分12秒、東経133度55分21秒の点 ニ 北緯34度23分5秒、東経133度55分14秒の点 ホ 北緯34度22分52秒、東経133度55分14秒の点 ヘ 北緯34度22分57秒、東経133度55分15秒の点 チ 北緯34度23分2秒、東経133度55分20秒の点 ト 北緯34度23分4秒、東経133度55分26秒の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くらまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月79日まで	団体	坂出市玉越町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第449号	坂出市漁業協同組合	坂出市玉越町木沢地先	漁場の区域 Aイ、ロハ、ハニ、ニBの5直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 点イ 北緯34度22分52秒、東経133度55分14秒の点 ロ 北緯34度22分57秒、東経133度55分15秒の点 ハ 北緯34度23分2秒、東経133度55分20秒の点 ニ 北緯34度23分4秒、東経133度55分26秒の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くらまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月80日まで	団体	坂出市玉越町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第450号	坂出市漁業協同組合	坂出市玉越町乃生地先	漁場の区域 イロ、ロニ、ニハ、ハイの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度22分50秒、東経133度54分21秒の点 ロ 北緯34度22分48秒、東経133度54分6秒の点 ハ 北緯34度22分42秒、東経133度54分21秒の点 ニ 北緯34度22分42秒、東経133度54分6秒の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くらまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月81日まで	団体	坂出市玉越町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第451号	与島漁業協同組合	坂出市沙弥島地先	漁場の区域 Aロ、ロBの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域。 点ロ 北緯34度21分8秒、東経133度49分20秒の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くらまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月82日まで	団体	坂出市瀬戸町・沙弥島・与島町・岩黒・樺石	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第452号	与島漁業協同組合	坂出市与島東地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度25分4秒、東経133度48分31秒の点 ロ 北緯34度25分4秒、東経133度48分33秒の点 ハ 北緯34度25分3秒、東経133度48分33秒の点 ニ 北緯34度25分2秒、東経133度48分31秒の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くらまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月83日まで	団体	坂出市瀬戸町・沙弥島・与島町・岩黒・樺石	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第453号	与島漁業協同組合	坂出市岩黒漁地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度24分25秒、東経133度48分46秒の点 ロ 北緯34度24分26秒、東経133度48分52秒の点 ハ 北緯34度24分19秒、東経133度48分49秒の点 ニ 北緯34度24分20秒、東経133度48分49秒の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くらまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月84日まで	団体	坂出市瀬戸町・沙弥島・与島町・岩黒・樺石	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第454号	与島漁業協同組合	坂出市榎石漁港地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度25分4秒、東経133度48分31秒の点 #ロ 北緯34度25分4秒、東経133度48分33秒の点 #ハ 北緯34度25分2秒、東経133度48分33秒の点 #ニ 北緯34度25分2秒、東経133度48分31秒の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くまぐる養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月85日まで	団体	坂出市瀬田町・沙弥島・与島町・岩島・榎石	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第455号	本島漁業協同組合	丸亀市本島町向島地先	漁場の区域 Aイ、イDの2直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 点イ 北緯34度23分54秒、東経133度47分30秒の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くまぐる養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月86日まで	団体	丸亀市本島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第456号	本島漁業協同組合	丸亀市本島町大浦地先	漁場の区域 Aイ、イロ、ロBの3直線及び最大高潮時海岸線に囲まれた区域 点イ 北緯34度23分33秒、東経133度45分51秒の点 #ロ 北緯34度23分59秒、東経133度45分57秒の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くまぐる養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月87日まで	団体	丸亀市本島町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第457号	多度津町漁業協同組合	仲多度郡多度津町端江港地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度16分58秒、東経133度45分17秒の点 #ロ 北緯34度16分55秒、東経133度45分2秒の点 #ハ 北緯34度17分4秒、東経133度45分7秒の点 #ニ 北緯34度17分6秒、東経133度45分11秒の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くまぐる養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月88日まで	団体	仲多度郡多度津町(多度津町漁協の地区に限る)	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第458号	多度津町漁業協同組合	仲多度郡多度津町蛭子港地先	漁場の区域 Dロ、ロハ、ハニ、ニEの4直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域 点ロ 北緯34度17分0秒、東経133度44分56秒の点 #ハ 北緯34度17分4秒、東経133度45分4秒の点 #ニ 北緯34度16分54秒、東経133度45分10秒の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くまぐる養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月89日まで	団体	仲多度郡多度津町(多度津町漁協の地区に限る)	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第459号	多度津町漁業協同組合	仲多度郡多度津町蛭子港防波堤地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度16分54秒、東経133度45分10秒の点 #ロ 北緯34度16分50秒、東経133度45分11秒の点 #ハ 北緯34度16分50秒、東経133度45分7秒の点 #ニ 北緯34度16分52秒、東経133度45分6秒の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くまぐる養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月90日まで	団体	仲多度郡多度津町(多度津町漁協の地区に限る)	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第460号	多度津町高見漁業協同組合	仲多度郡多度津町高見港地先	漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニの4直線に囲まれた区域 点イ 北緯34度18分38秒、東経133度40分59秒の点 #ロ 北緯34度18分33秒、東経133度40分57秒の点 #ハ 北緯34度18分33秒、東経133度41分8秒の点 #ニ 北緯34度18分35秒、東経133度41分10秒の点	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くまぐる養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月91日まで	団体	仲多度郡多度津町高見	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
区第461号	三重市漁業協同組合	三重市院間町志々島横尾地先	<p>漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニの4直線に囲まれた区域</p> <p>点イ 北緯34度15分60秒、東経133度40分41秒の点</p> <p>ロ 北緯34度16分2秒、東経133度40分9秒の点</p> <p>ハ 北緯34度15分56秒、東経133度40分7秒の点</p> <p>ニ 北緯34度15分53秒、東経133度40分40秒の点</p>	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月92日まで	団体	三重市院間町志々島	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第462号	三重市漁業協同組合	三重市院間町業島馬城地先	<p>漁場の区域 イロ、ロニ、ニハ、ハD、DCの5直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域</p> <p>基点C 北緯34度16分10.849秒、東経133度38分20.852秒の点</p> <p>点D 北緯34度16分15.235秒、東経133度38分34.733秒の点</p> <p>点イ 北緯34度16分10秒、東経133度38分10秒の点</p> <p>ロ 北緯34度15分58秒、東経133度38分9秒の点</p> <p>ハ 北緯34度16分11秒、東経133度38分45秒の点</p> <p>ニ 北緯34度15分59秒、東経133度38分45秒の点</p>	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月93日まで	団体	三重市院間町業島	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第463号	三重市漁業協同組合	三重市院間町生里ジノチ地先	<p>漁場の区域 Fイ、イロ、ロEの3直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域</p> <p>基点E 北緯34度15分3.014秒、東経133度34分34.594秒の点</p> <p>点F 北緯34度15分3.702秒、東経133度34分36.788秒の点</p> <p>点イ 北緯34度14分59秒、東経133度34分39秒の点</p> <p>ロ 北緯34度14分58秒、東経133度34分36秒の点</p>	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月94日まで	団体	三重市院間町生里	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第464号	三重市漁業協同組合	三重市院間町大浜町の越地先	<p>漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニの4直線に囲まれた区域</p> <p>点イ 北緯34度13分9秒、東経133度36分41秒の点</p> <p>ロ 北緯34度13分10秒、東経133度36分46秒の点</p> <p>ハ 北緯34度12分57秒、東経133度36分45秒の点</p> <p>ニ 北緯34度12分58秒、東経133度36分40秒の点</p>	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月95日まで	団体	三重市院間町大浜	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。
区第465号	三重市漁業協同組合	三重市仁尾町大高島地先	<p>漁場の区域 Hニ、ニホ、ホヘ、ヘロ、ロハ、ハGの6直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域</p> <p>基点H 北緯34度12分12.596秒、東経133度37分40.608秒の点</p> <p>点G 北緯34度12分13.817秒、東経133度37分40.885秒の点</p> <p>点イ 北緯34度12分14秒、東経133度37分43秒の点</p> <p>ロ 北緯34度14分18秒、東経133度41分42秒の点</p> <p>ハ 北緯34度14分18秒、東経133度41分42秒の点</p> <p>ニ 北緯34度14分18秒、東経133度41分42秒の点</p> <p>ホ 北緯34度14分18秒、東経133度41分42秒の点</p> <p>ヘ 北緯34度14分18秒、東経133度41分42秒の点</p>	第一種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和10年12月96日まで	団体	三重市仁尾町	ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。 イ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。 ウ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。